

加須市地域防災計画

第4編 大規模事故等対策編



加 須 市



第4編 大規模事故等対策編

目 次

第1章	総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	488～490
第2章	大規模火災対策計画・・・・・・・・・・	491～499
第3章	危険物等災害対策計画・・・・・・・・・・	500～506
第4章	放射性物質事故等災害対策計画・・・・・・・・・・	507～511
第5章	鉄道事故対策計画・・・・・・・・・・	512～515
第6章	航空機事故対策計画・・・・・・・・・・	516～519
第7章	大規模道路事故対策計画・・・・・・・・・・	520～522
第8章	電力施設災害対策計画・・・・・・・・・・	523～524
第9章	農作物等災害対策計画・・・・・・・・・・	525～527
第10章	雪害対策計画・・・・・・・・・・	528～529
第11章	竜巻・突風等対策計画・・・・・・・・・・	530～531

第 4 編 大規模事故等対策編

第1章 総則

第1節 構成と内容

この『大規模事故等対策編』は、大規模火災、大規模事故及びその他大規模な各種災害に対する基本的な対応策について定めたものであり、次の構成で組み立てたものである。

1 総則

【大規模事故等の応急活動体制】

大規模事故等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合における応急活動体制を確立するとともに、災害の状況を把握し、周辺地域への拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための体制を確立する。

【大規模事故等の災害特性と被害想定】

大規模事故等の災害特性とその被害想定について考慮して計画する。

なお、災害想定は、同時多発はないことを前提とし、個々の災害で起こりうる最大規模の災害を想定する。

2 各種災害別の予防対策及び応急対策計画

市内において、今後いつ起きてもおかしくない大規模火災、大規模事故及びその他大規模な各種災害について、災害の種別ごとに災害特性と被害想定を考慮し、応急対策として計画する。

また、災害を最小限に留めるため、災害が発生若しくは発生するおそれがある場合における防御又は応急救助の対策として計画する。

なお、市又は事故の責任を有する機関は、必要な職員を動員配備し、迅速かつ円滑に災害の応急対策を推進し、その活動に万全を期する。

ただし、本大規模事故等対策編において対処しきれない場合は、震災対策編及び風水害対策編を適宜準用し、万全を期する。

第2節 大規模事故等の応急活動体制

大規模事故等の災害が発生した場合、市は県及び防災関係機関との協力体制を確立するとともに、状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための体制を確立する必要がある。

■対象とする大規模事故等の災害

- | | |
|--------------|-----------|
| ○ 大規模火災 | ○ 大規模道路事故 |
| ○ 危険物等災害 | ○ 電力施設災害 |
| ○ 放射性物質事故等災害 | ○ 農作物等災害 |
| ○ 鉄道事故 | ○ 雪害 |
| ○ 航空機事故 | ○ 竜巻・突風等 |

第1 応急活動体制の確立

大規模事故が発生した場合、又は大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合、市民の通報や各関係機関からの情報収集活動を実施し、災害の規模に応じて、警戒本部、災害対策本部（総合支所本部を含む。）の設置のほか、救援救護活動、地域住民の避難誘導、避難勧告・指示、避難所の開設等を迅速かつ的確に実施するための体制を確立する。

※ 大規模事故が発生した場合の活動体制の確立については、震災対策編第3章第1節「職員配備体制」及び第2節「初動活動計画」に準じて行う（同様に風水害対策編では第2節と第3節）。

第2 国民保護対策本部への移行

市の地域において発生した事故災害が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、市は、直ちに国民保護対策本部へ体制を移行する。

第3 情報収集・伝達及び広報

大規模事故が発生した場合、被害の拡大を防止し、迅速かつ的確な対応を図るためには、被災状況等の正確な情報を収集することが重要となる。

市は、市民からの通報、加須消防署、警察署、県及び防災関係機関から情報を収集し、被害状況を把握するとともに、関係機関との連携を図る。

必要に応じて、現地に職員を派遣する。

また、関係機関と協力して、地域住民への広報を実施する。

※ 情報収集・伝達については、震災対策編第3章第7節又は風水害対策編第3章第9節の「災害情報収集・伝達」、市民への広報については、震災対策編第3章第8節又は風水害対策編第3章第10節の「災害広報」に準じて行う。

1 火災気象通報

火災等の発生に密接な関連のある気象情報としては、火災気象通報が挙げられ、その発表基準は、次のとおりである。

実施官署	実施基準（加須地域）
熊谷地方気象台	1 実効湿度55%以下で最小湿度25%以下になる見込みのとき 2 平均風速が11m/s以上吹く見込みのとき（降雨、降水中は通報しないこともある。） 3 実効湿度60%以下で最小湿度30%以下となり、平均風速が10m/s以上吹く見込みのとき

2 火災警報

(1) 加須消防署は、熊谷地方気象台からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(2) 伝達

加須消防署は、火災警報を発令した時は、市、各消防分署、消防団及び関係防災機関に通報する。

加須消防署は、防災行政無線を通じて警報の発令を市民に周知するとともに、各消防分署は巡回広報等を行う。

第4 応急対策活動の実施

1 救助・救急、救護活動

市は、加須消防署、警察署、県及び関係機関に協力して、被災者の救急救助・医療救護活動を実施する。

また、必要に応じて、医療班、衛生班等を現地に派遣する。

※ 救急救助・医療救護活動については、震災対策編第3章第16節又は風水害対策編第3章第19節の「救急救助・医療救護」に準じて行う。

2 避難対策

大規模事故が発生した場合又は大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合は、市民の生命、身体を保護するために避難勧告・指示、避難誘導等の適切な避難対策を実施する。

※ 避難対策については、震災対策編第3章第17節又は風水害対策編第3章第20節の「避難対策」に準じて行う。

3 その他の応急対策活動

大規模事故が発生した場合の被害の拡大を防止するとともに、被災者の救助活動、地域住民の避難対策等の実施において、状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、震災対策編及び風水害対策編の応急対策に準じて行う。

第2章 大規模火災対策計画

第1節 総論

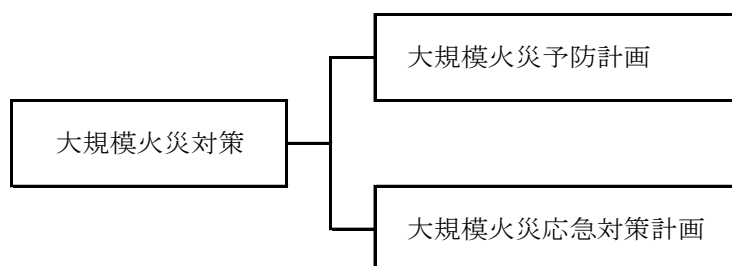
第1 火災の特性

住宅密集地域、大工場、高層倉庫等で火災が発生した場合、延焼火災速度が速ければ大火災になる可能性があり多くの人命、建物に影響をもたらす。

また、不特定多数の者が出入りする建物で火災が発生した場合、パニックから大きな人身事故等を生じ、多数の死傷者や地域の社会経済基盤の喪失等に繋がるため、その対策について定める。

また震災対策編に準ずるものとする。

第2 対策の体系



第2節 大規模火災予防計画

第1 留意点

大規模火災の予防を図るため、加須消防署は市と連携を強化しながら、消防団の組織、消防施設の充実を推進していく。

市街地の面的整備や不燃化を進め、災害に強い市街地の整備し、迅速な消火活動を行うための体制整備など関係機関との効果的な対策を進めるとともに、市民や事業者と連携して防災訓練等を実施し防災意識の普及啓発を進め、災害に強い体制整備を推進する。

第2 火災に強いまちづくり

安全な市街地の整備をはじめ、オープンスペースの確保、道路整備等により都市防災上の骨格の形成を目指すとともに、施設構造物等の耐震化や火災・危険物対策を一層推進し、火災に強いまちづくりに努める。

また、加須消防署は市との連携を図りつつ、延焼危険度が高い地域及び震災対策上重要な地域を中心に消火栓、耐震性貯水槽の消防水利を計画的に整備する。

高層建築物等に関する救急救助活動については、自衛体制の整備について徹底した指導を行うとともに、強化に努める。

第3 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

加須消防署は、多数の者が出入りする事業所等の建築物、病院及びホテル等の防火対象物の消防用設備が火災時にその機能を有効に発揮できるよう、事業者に対して、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うよう、消防法に基づく立ち入り検査を実施し、指導していく。

2 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、都市計画法第8条第1項第5号の規定による準防火地域等の指定等を含めて検討する。

第4 迅速かつ円滑な災害への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

加須消防署は、国、埼玉県、関係市町村、関係都県、警察等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。

その際は、夜間、休日の場合等においても迅速に対応できる体制とする。

(2) 情報の分析整理

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握した上、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に活かす。

(3) 通信手段の確保

大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、震災対策編第3章第7節又は風水害対策編第3章第9節の「災害情報収集・伝達」に準じる。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

大規模な火災を想定した職員の非常招集訓練を実施し、災害時に備え、緊急連絡網の点検とその確立を図るとともに、職員の参集時間及び参集人数を把握し、初動体制の検証を行い、職員の危機管理意識の高揚を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るとともに、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟及び関係機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、情報の収集・連絡に当たる要員を予め指定しておく。

(2) 関係機関相互の連携体制

応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進するなど、平常時からの関係機関との連携を強化しておく。

なお、管内の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が困難であると判断した場合には、知事に対して緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援を要請する。

(3) 広報体制の整備

大規模火災発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

3 消火活動体制の整備

大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平常時から加須消防署、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、緊急輸送道路等の整備に努める。また、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

避難場所・避難路を、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画を予め作成する。

また、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定については、第2編 震災対策編 第17節及び第3編 風水害対策編 第20節の「避難対策」に準じる。

(2) 避難所・避難場所

学校、公園等の避難所・避難場所を住民への周知徹底に努める。また、避難所とされた建物については、必要に応じ照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、予め避難所等の運営管理のために必要な知識等、住民への普及に努める。

さらに、住宅密集地における大規模火災が発生した場合を勘案し、予め広域的な避難場所を選定・確保する。

6 施設、設備の応急復旧活動

加須消防署は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を予め整備しておく。

7 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、予め整備しておく。

8 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 訓練の実施

加須消防署と市は、県及び事業者と協力して、市民参加による大規模火災を想定した、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

加須消防署は、市及び事業者が訓練を行う場合は、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるように工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第5 防災知識等の普及、訓練

1 防災知識の普及

加須消防署は、県及び関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動や避難所での取るべき行動等について周知徹底を図る。

また、加須消防署は市と連携し、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、市民に解りやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、市民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。また、学校等の教育機関や各自治協力団体、各自主防災組織等においては、防災に関する教育の充実に努める。

2 火災関連設備等の普及

加須消防署は、市民等に対し、消火器や避難用補助具、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及に努める。

3 火災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

加須消防署は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援体制が整備されるよう努める。

4 予防教育の指導

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

ア 学校、病院、工場等のうち多数の者が出入りし勤務している防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに、当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。

イ 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

加須消防署は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。

また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導する。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、予防査察を実施し消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

(4) 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

(5) 火災防御検討会の開催

加須消防署は、大火災又は特殊な原因による火災については、加須消防署職員をはじめとして、発生地消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって教養を高めるための検討を加え、将来の消防活動の資料とする。

(6) 住宅用防災機器等の普及促進

火災による被害を軽減するため、地域関係団体との連携及び各種広報媒体を活用して、住宅用防災機器（住宅用火災警報器）等の普及促進を図る。

第3節 大規模火災応急対策計画

第1 被害想定

近年は、住宅地の密集化や、工場、倉庫の高層化により、市街地及び流通団地等における火災は大規模化する危険性が増している。

住宅火災の主な原因はコンロ、てんぷら油の過熱、ストーブ等の日常生活での火の取扱いが原因で発生するものも多く、また大工場、高層倉庫等でのいっどこで発生するか予測ができないものであり、特に商業施設等で多くの者が使用する施設や木造住宅密集地の火災となれば、多数の死傷者発生することが想定される。

このため、大規模な火災に対する災害応急対策を迅速に実施し、住民・建物等の被害を最小限に留めることが大切である。

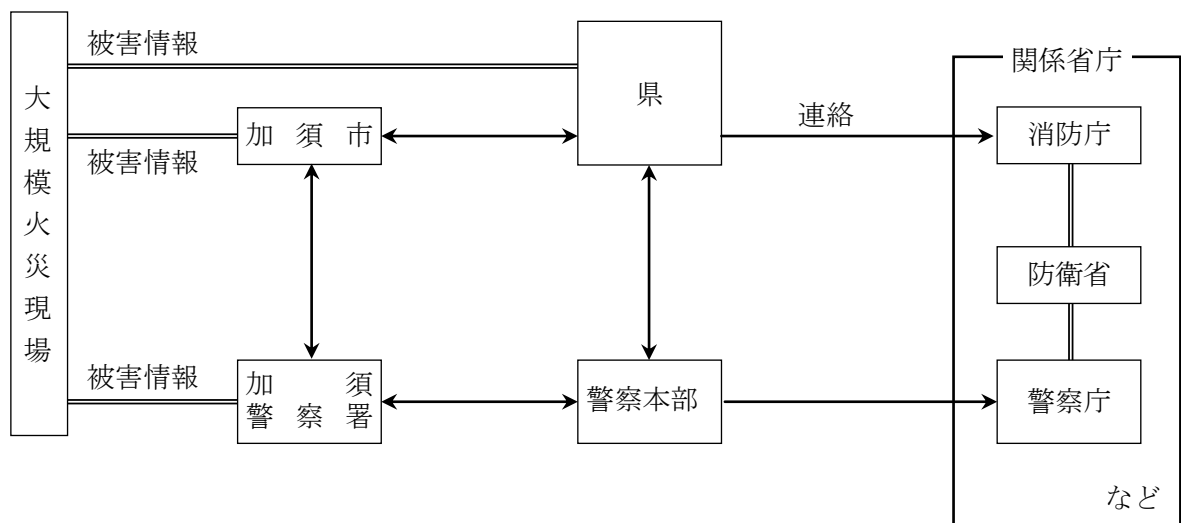
第2 災害情報の収集・連絡

1 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

加須消防署は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに市・県へ連絡する。

2 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市は、県及び関係機関と連携し、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

4 通信手段の確保

災害発生後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第3 加須消防署による消防活動

1 避難地及び避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を最優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

2 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い住宅密集地及び工場、倉庫、大量危険物貯蔵取扱施設など、被害が拡大するおそれがある地域を優先して消防活動を行う。

3 市街地火災消防活動の優先

大規模な工場、高層倉庫、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災消防活動を優先する。

なお、管内の消防力で十分な活動が困難である場合には、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、地域代表消防機関の長に応援を要請し、延焼拡大を防止する。

4 火災現場活動

- (1) 出動隊の指揮者は、火災現場の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

5 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

第4 消防団等による消防活動

1 広報活動

大規模火災発生により、居住地付近の市民に対し、広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

加須消防署での対応が困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは市民と協力して行う。

また、倒壊家屋や留守宅への通電時における出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

加須消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対して応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。

4 避難誘導

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りつつ、市民を安全に避難させる。

なお、避難誘導に当たっては、震災対策編第3章第17節又は風水害対策編第3章第20節の「避難対策」に示す手順により行う。

5 避難所の準備

火災で住宅をなくした市民のために、避難所を開設する。

6 情報の収集

加須消防署による活動を補佐し、早期に火災現場情報の収集を行う。

7 応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を加須消防署と協力して行う。

第5 埼玉県下消防相互応援協定による応援出動の要請

管内の消防力で十分な活動が困難である場合には、近隣の消防本部及び消防組合へ応援要請を行うとともに、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、地域代表消防機関の長に応援を要請するものとする。

なお、応援出動要請に当たっては、震災対策編第3章第15節又は風水害対策編第3章第18節の「埼玉県下消防相互応援協定による応援出動の要請」に示す手順により行う。

第6 救出活動

震災対策編第3章第15節「救出活動」又は風水害対策編第3章第18節の「水防・救出活動」に示す手順により行う。

1 応援要請の手続

市長（本部長）は、応援を要請するときは、次の事項を明らかにして地域代表消防機関の長に電話等により要請する。

また、火災が甚大で応援要請ができない場合は、地域代表消防機関の長の判断により、被害状況の調査を行い、応援の有無について、市長（本部長）又は加須消防署長と協議の上決定する。

- (1) 火災の種別
- (2) 火災発生の場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

2 応援部隊の受入れ体制

県下応援部隊の円滑な受け入れを図るため、加須消防署等は、必要に応じ応援部隊の誘導員を配置するとともに、活動に必要な情報を提供し、受入れ体制を整える。

- (1) 応援部隊の人員、機材数、責任者等の確認
- (2) 応援部隊に対する仮眠施設等の手配

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

加須消防署と市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報車等によるほか、報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対して十分に配慮する。

2 市民への的確な情報の伝達

市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

加須消防署と市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第8 災害救助法の適用

市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法の適用を埼玉県知事に要請し、応急的に必要な救助を行い、災害に遭われた方の保護と社会の秩序の保全を図る。

なお、災害救助法の適用に当たっては、震災対策編第3章第14節又は風水害対策編第3章第17節の「災害救助法の適用」に示す手順により行う。

第3章 危険物等災害対策計画

第1節 総論

第1 火災の特性

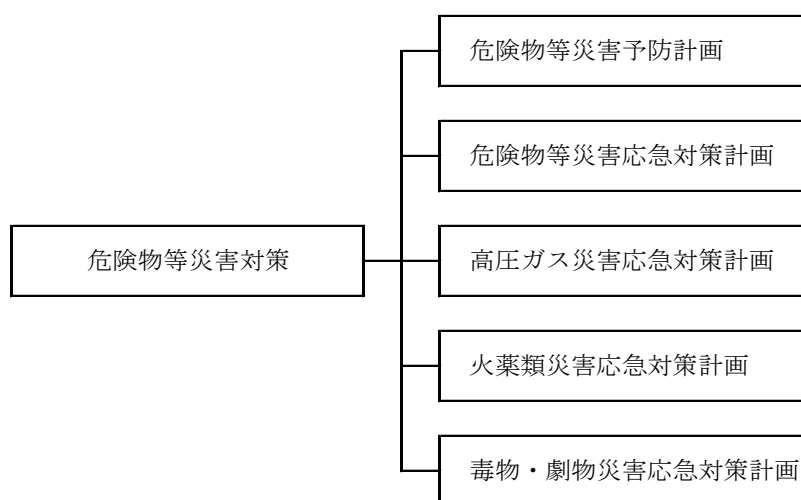
危険物施設や高圧ガス施設、火薬類貯蔵施設において、危険物の流出、ガスの漏えい及び爆発等による被害が発生した場合は、一度に多数の死傷者を出す場合があり、いったん火災となると延焼速度が速いため、大規模な火災事故となる危険性がある。

また、不特定多数の者が利用する施設において、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなる。

第2 留意点

- (1) 危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講じるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。
- (2) 加須消防署と市は、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

第3 対策の体系



第2節 危険物等災害予防計画

第1 危険物の予防対策

1 危険物製造所等の整備改善

- (1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- (2) 立入検査を実施して災害防止の指導をする。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を指導する。
- (2) 危険物の貯蔵取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (3) 法定講習会等の保安講習受講を指導する。

3 消防法に基づく施設の貯蔵取扱いの安全管理

- (1) 施設の管理に万全を期するため法に基づき危険物施設保安員等の選任を指導する。
- (2) 危険物貯蔵取扱いの安全確保のため法に基づき予防規程の作成遵守を指導する。

第2 高圧ガスの予防対策

- 1 高圧ガス等の製造・販売・貯蔵及び消費について、高圧ガス保安法等の基準に適合するよう検査を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- 2 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- 3 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- 4 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第3 火薬類の予防対策

- 1 火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを火薬類取締法の基準に適合するよう指導を行い、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- 2 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。

第4 毒物・劇物の予防対策

- 1 毒物・劇物の貯蔵・取扱いについて、消防法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- 2 警察及び加須消防署と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。

第5 広報体制の整備

加須消防署と市は、危険物等災害事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

第3節 危険物災害応急対策計画

第1 被害想定

危険物施設より危険物の漏えい及び拡散、混食発火、汚染、出火等の災害が発生した場合は大規模な事故が想定される。

また、工場、貯蔵所の施設において、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなる。

第2 応急対策

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の対策を講じる。

- 1 危険物の流出及び拡散の防止
- 2 流出した危険物の除去、中和等
- 3 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急対策
- 4 その他災害の発生又は拡大防止のための応急対策

第3 応急措置

危険物の漏えい、混食発火、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

- 1 タンクの破損、危険物の漏えい等の異常の有無について緊急点検を行う。
- 2 タンクの破損がある場合は応急補修を行う。
- 3 危険物が漏えいした場合又はそのおそれがある場合は、危険物の除去、土のう積み、オイルフェンス等の設置を行う。
- 4 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火、延焼防御を行う。

第4 通報

直ちに加須消防署、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民等に周知する。
また、危険物が河川に流出又は流出するおそれがあるときは、河川管理者に通報する。
その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

第5 従業員等の安全確保

従業員、付近の市民、企業等への通報、施設内への立ち入り禁止、避難誘導を行う。

第6 救済

被災者への救済を行う。

第7 事故発生時における応急対策

災害の規模、態様によっては、加須消防署、市、県及び関係機関は、相互に連絡協力して総合的な応急対策を行う。

1 災害情報の収集及び報告

加須消防署は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐時中間報告を行う。また、市（本部）は、関係機関から情報を収集し県に報告する。

2 災害広報

加須消防署と市は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車等により広報活動を行う。

3 救急医療

加須消防署、警察署、医療機関その他関係機関は、施設管理者と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

4 消防対応対策

加須消防署は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。また、必要がある場合は、「埼玉県下消防相互応援協定」に基づき応援を要請し、被害の軽減に努める。

5 避難

加須消防署と市は、被害の拡大が予想される場合は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

6 災害警備

警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

7 交通応急対策

道路管理者、警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通規制等を行う。

8 水質汚染対策

河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、市民に広報するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

9 災害原因の究明

加須消防署と警察署は、災害の危険物災害の発生原因を究明する。

高度な知識・技能を要する場合は、関係機関に依頼し原因究明をもって、公式発表を行う。

第4節 高圧ガス災害応急対策計画

第1 高圧ガス被害想定

高圧ガス及び液化石油ガスの漏えい、拡散、爆発事故、出火等の災害が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなり、大規模な事故が想定される。

また、タンクローリー等の交通事故でのタンク破損等による車両火災、爆発等も考慮し、二次的災害を起こすおそれがあることから、災害防止のための措置を講じる。

第2 通報

施設等の責任者は、災害が発生した場合、直ちに加須消防署、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民等に周知する。

また、危険物が河川に流出又は流出するおそれがあるときは、河川管理者に通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

第3 市民等の安全確保

付近の市民及び従業員に、施設等への立ち入り禁止、火気取り扱い禁止を通報する。また、ガス種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

第4 応急対策

施設等の責任者は、消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 1 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- 2 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- 3 上記に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- 4 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- 5 大規模な水害の発生による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため市、警察署及び加須消防署等と相互の連絡を密にし、回収に努める。
- 6 タンクローリー等の火災の場合は、タンク鏡板面が爆発により飛散するおそれがあるので、必ずタンク銅板面側から行う。

第5 救済

被災者への救済を行う。

第6 事故発生時における応急対策

第3節 危険物災害応急対策計画に準じる。

第5節 火薬類災害応急対策計画

第1 火薬類被害想定

火薬を取り扱っている業者の火薬庫から火災、爆発の災害が発生した場合は、周囲に大規模な事故が想定される。

また、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなることから通報を受けたら、直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

第2 通報

施設等の責任者は、災害が発生した場合、直ちに加須消防署、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民等に周知する。

また、危険物が河川に流出又は流出するおそれがあるときは、河川管理者に通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

第3 市民等の安全確保

付近の市民及び従業員に、施設等への立ち入り禁止、火気取り扱い禁止を通報する。また、ガス種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

第4 応急対策

施設等の責任者は、加須消防署等と連絡を密にして速やかに次の対策を講じる。

- 1 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- 2 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な対策を講じる。
- 3 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立ち入り禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための対策を講じる。

第5 救済

被災者への救済を行う。

第6 事故発生時における応急対策

第3節 危険物災害応急対策計画に準じる。

第6節 毒物・劇物災害応急対策計画

第1 毒物・劇物被害想定

毒物・劇物取扱施設から火災、漏えい、爆発の災害が発生した場合は、周囲に大規模な事故が想定される。

また、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなることから通報を受けたら、直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の拡大防止措置を講じる。

第2 通報

施設等の責任者は、災害が発生した場合、直ちに加須消防署、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民等に周知する。

また、危険物が河川に流出又は流出するおそれがあるときは、河川管理者に通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

第3 市民等の安全確保

付近の市民及び従業員に、施設等への立ち入り禁止、火気取り扱い禁止を通報する。また、ガス種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

第4 応急対策

施設を管理する責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の対策を講じる。

- 1 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の防除措置を講じる。
- 2 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- 3 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急対策及び緊急連絡、要因、資材確保等活動体制を確立する。
- 4 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火等を行う。
- 5 緊急連絡網等により、災害状況について迅速かつ的確に連携を取り、状況に即した活動体制を確立する。

第5 救済

被災者への救済を行う。

第6 事故発生時における応急対策

第3節 危険物災害応急対策計画に準じる。

第4章 放射性物質事故等災害対策計画

第1節 総論

第1 災害特性

平成23年3月に発生した福島第一・第二原子力発電所の事故では、原子炉容器が大きく損傷して核燃料物質、放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が大量に放出され、本市においても、放射性物質の降下による影響として、雨どい落ち口や集水溝・集水マスなどへの放射性物質の蓄積等によるホットスポットの発生、放射性物質が検出されたごみ焼却灰の発生などがあつたところである。

今後も、原子力発電所事故などの不測の事故等により、放射性物質が一般環境中に飛散し、本市に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

第2 被害想定

本市は、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に原子力発電所が立地しているが、放射性物質が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射性物質事故」という。）が発生することが予測される。

さらに、この度の東日本大震災の影響による避難区域に指定された地域からの避難者の長期的な受け入れも考慮する必要があるとともに、市内において放射性物質の除染が必要な事態に及ぶことも想定される。

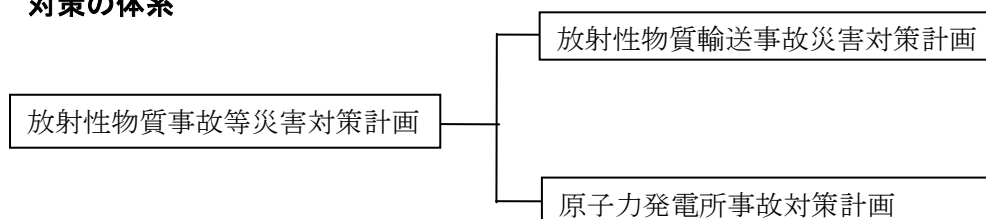
さらに、本市を走る東北縦貫自動車道などでの核燃料物質等の輸送中に発生する事故等が予想され、放射性物質が大量に飛散することも想定される。

第3 基本方針

本市では、核燃料物質等の輸送事故や本市から比較的近い場所に立地する原子力発電所での不測の事故等による被害が予想される。

これらを規制することや大規模な避難指示などについては、国の掌握事項であるが、核燃料物質等の輸送中や原子力発電所において、放射性物質事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、市として、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定める。

第4 対策の体系



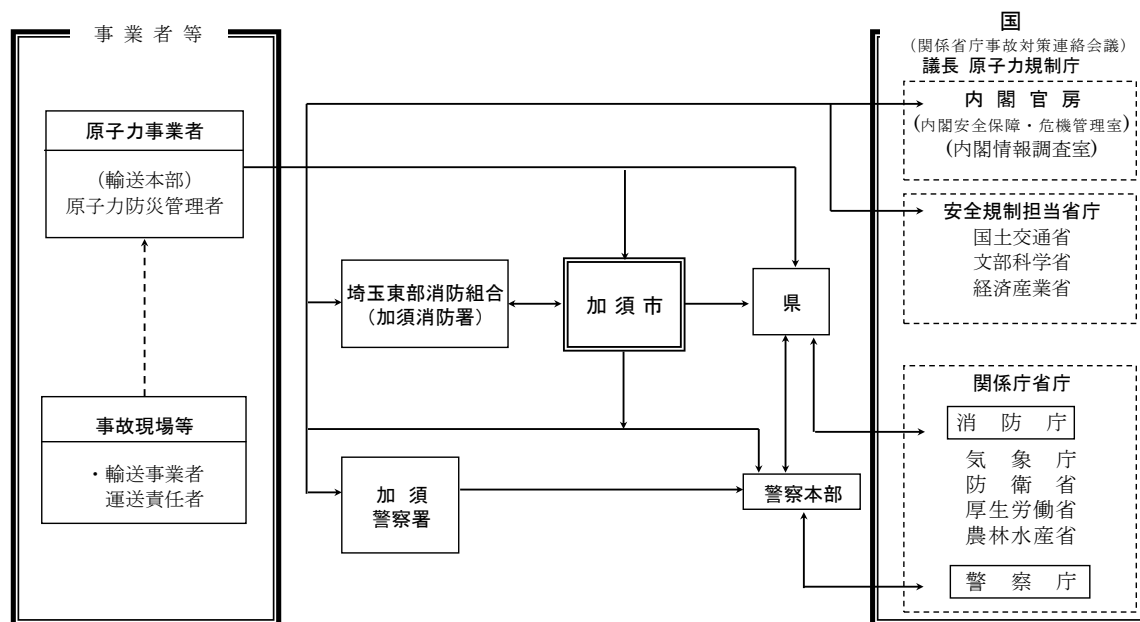
第2節 放射性物質輸送事故災害対策計画

第1 市の活動体制

1 災害発生直後の情報の収集・連絡

市は、事業者から受けた情報を直ちに、県、各警察署及び防災関係機関に連絡する。

放射性物質輸送事故発生時の連絡系統



2 事故の影響の早期把握のための活動

市は、放射線量の測定を実施するとともに、県や原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、放射性物質による環境への影響について把握する。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況等を連絡し、支援の必要等を連絡する。

4 活動体制の確立

(1) 消防機関の対応

災害の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県等に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、救助・救急等の必要な措置を講じる。

(2) 対策本部の設置

市は、発災後速やかに、災害対策本部を設置する。

5 消火活動

消防機関は、放射性物質輸送中において火災が発生した場合は、輸送事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び安全性を確保し、放射性物質輸送事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

6 退避・避難収容活動

放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて「屋内退避」又は「避難」（以下「退避・避難等」という。）の措置を講じる。

退避・避難等の措置の指標

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量等) (mSv)		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮する。
50以上	500以上	市民は、退避

※「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

7 警戒区域の設定

市は、輸送事業者からの事故情報、緊急時のモニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量等が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、退避・避難等を行う区域（警戒区域）を指定する。

(1) 基本的な考え方

輸送事故現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。また、その他応急対策を行うために必要な活動区域として、これに加えて、概ね85mを確保する。

(2) 退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、近隣市長に通知するとともに、必要な退避・避難等の措置を、各地域住民に講じるよう指示する。

(3) 関係機関への協力要請

市長は、警戒区域を指定した場合は、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

8 市民への情報伝達

(1) 市民への的確な情報の伝達

市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(2) 市民等からの問い合わせ対応

発災後必要に応じ、市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を行う。

9 各種規制措置の解除

市は、市の測定及び国・県による環境モニタリング等の調査等の結果、問題がないと判断された後は、国・県及び専門家の助言も踏まえ、避難・退避等の指示、警戒区域などの規制措置の解除を行い、速やかにその情報を市民に提供する。

10 市民の健康調査等

退避・避難等をした地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と心の安定を図る。

また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、国・県と連携を図り、医療機関への収容などの必要な措置をとる。

第2 事業者の活動体制

1 災害発生直後の情報の収集・連絡

放射性等物質・核燃料物質等輸送を行う原子力事業者の原子力防火管理者は、輸送中に放射性物質・核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが特定事象（原災法第10条の規定に基づく事象）である場合は、直ちに最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、応急対策の活動状況等を市、県、道路管理者及び国の関係機関に連絡する。

また、放射性物質・核燃料等物質等輸送時の事故発生に係る連絡系統は、第2節 第1の「放射性物質輸送事故発生時の連絡系統」による。

なお、当該物質等を取扱施設での事故対策においても同様の措置をとるものとする。

- (ア) 特定事象・事故発生の時刻、場所・施設及び状況並びに特定事象の種類
- (イ) 気象状況（風向・風速）
- (ウ) 放射性物質の放出に関する情報（放射線量や放出状況等）
- (エ) 予想される災害の周辺の範囲及び影響・程度等
- (オ) 輸送又は施設・設備・機械の状態
- (カ) 被爆者及び汚染拡大の状況
- (キ) 応急措置や応急対策の状況
- (ク) その他必要と認める事項

2 応急対策活動情報の連絡

市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

3 活動体制の確立

放射性物質輸送事業者等は、事故災害の拡大防止を図るため、必要な応急措置を迅速に講じる。

事故災害の影響が周辺に及び、又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、国、県及び本市との緊密な連絡体制を確保し、活動の実施に当たる。

また、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供する。

4 消防活動

放射性物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は、輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

5 放射性物質の除去等

輸送事業者の現場責任者は、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染を行う。

また、責任者は、国の指示・指導のもとに、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

第3節 原子力発電所事故対策計画

原子力発電所事故の対策については、第2節の「放射性物質輸送事故災害対策計画」に準じて対処する。

第1 放射線量等の測定体制の整備

1 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

市は、校庭等の市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握する。

また、必要に応じ雨どい下や側溝等のホットスポットの測定を実施し、高線量を示す箇所の除染を実施する。

2 飲料水及び食品、農作物の放射性物質検査体制の整備

市は、飲料水及び食品、農作物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、県と連携し、飲料水、食品、農作物の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供する。

あわせて、学校プールや市民プールの安全性を確保するため、プール水の放射性物質の測定を実施する。

また、必要に応じ校庭等の市民の日常生活に密着する場所で土壌の放射性物質を測定する。

3 浄水場発生汚泥、下水道汚泥及び焼却灰等の放射性物質測定体制の整備

市は、浄水場発生汚泥、下水道汚泥及び焼却灰等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。さらに、埼玉県行田浄水場と連携し、浄水場発生汚泥の放射性物質を測定する。

4 市民及び他縣市からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

市は、市民及び他縣市からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばく程度を確認するための簡易測定を県と連携しながら実施するとともに、健康相談の窓口を開設する。

第2 県外避難者の受け入れ体制の整備【市の活動体制】

避難区域に指定された地域からの避難者の長期的な受け入れが必要となった場合は、埼玉県との連携の下に、避難所の設営や避難者の受け入れを行う。

第5章 鉄道事故対策計画

第1 災害特性

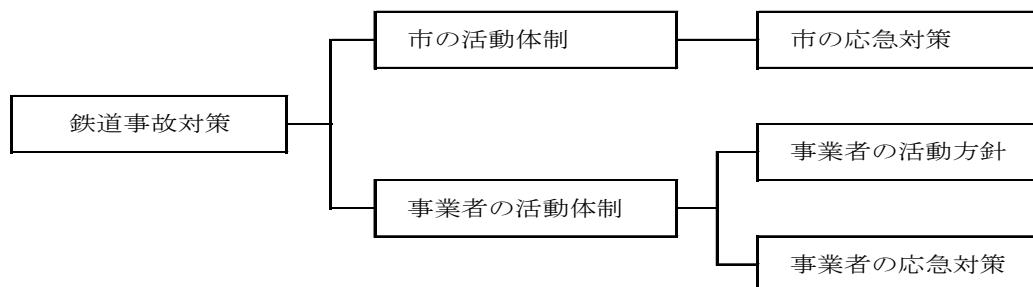
多くの者が利用する鉄道による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性がある。

また、列車と自動車による衝突事故が発生した場合も、大規模な人身事故となる可能性がある。

第2 被害想定

列車の衝突、脱線、転覆、踏切内での車との衝突等の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道事故の発生が想定される。

第3 対策の体系



第4 市の活動体制

本市域内において鉄道事故が発生したときは、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、市はその拡大を防御し被害の軽減を図るため、可能な限り応急対策の実施に努める。

なお、鉄道事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

1 市の応急対策

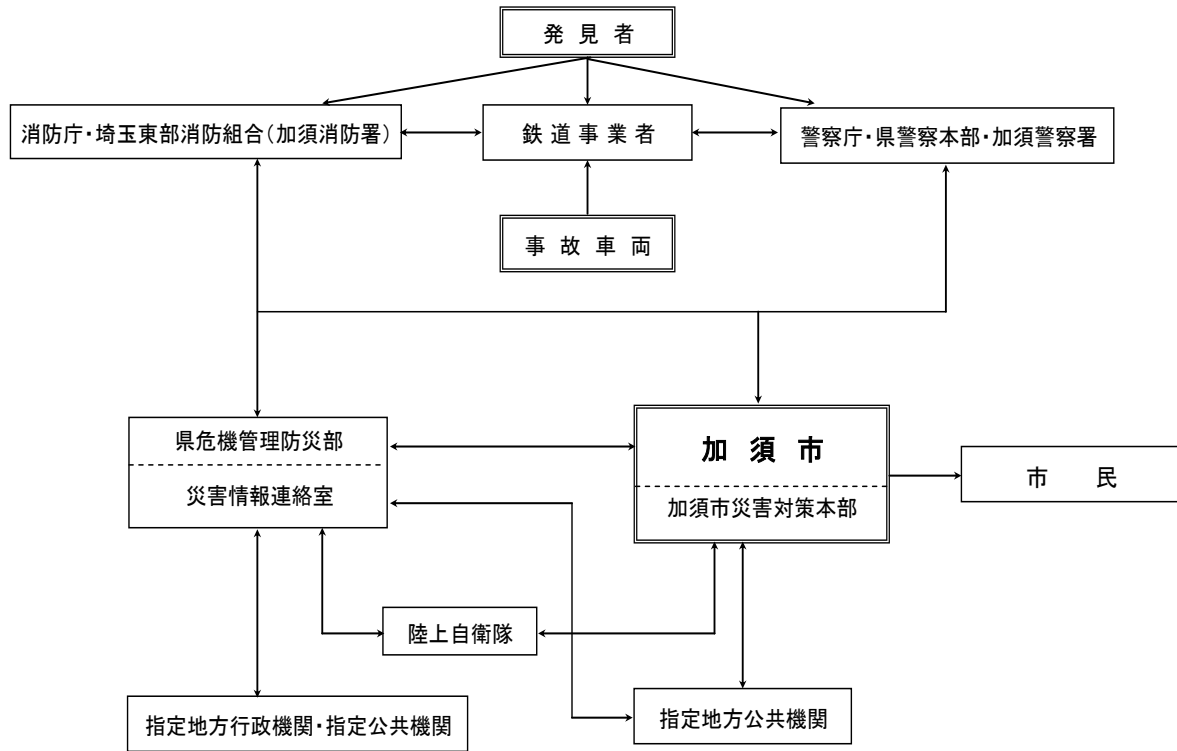
鉄道事故発生時は、震災対策編及び風水害対策編の各節に定める応急対策計画に基づき応急対策を講じるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

2 情報収集・伝達

鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関し、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、県に対する被害状況等の報告については、人的被害、家屋被害、住民避難等、災害応急対策等を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・伝達する。

情報収集・伝達体制



3 災害広報

社会秩序の維持及び市民の心の安定を図るため、避難情報、災害情報、支援情報及び応急対策情報等の広報活動を県・報道機関と連携して行う。

市において収集した鉄道事故の状況は、その事故の規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。

(1) 被災者の対応

① 被災者の家族等への情報提供

鉄道事故の場合、乗客被災者の家族等への情報提供は、鉄道事業者等が中心となって当ることとなるが、市においても、一般市民が被災した場合における家族等への情報提供のため、災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、関係機関の災害応急対策に関する情報等について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

② 地域住民等への広報

災害現場付近の市民に対して、災害の概要、避難勧告等、避難場所情報、応急対策の情報、地域住民が取るべき行動、交通規制等の安全確保や規制等に関する広報を県・報道機関と連携して行う。

③ 報道機関への対応

報道機関への対応は基本的に鉄道事業者が行うこととし、市民が死傷した場合などは、市も市民の被害状況等について、鉄道事業者と調整した上で、発表する。

(2) 市民の安全確保や規制に関する情報

市及び鉄道事業者は、避難勧告、指示等、市民の安全に関する情報等のほか、緊急輸送道路の確保を図るための交通規制状況に関する情報については、報道機関に依頼し、テレビ・ラジオ・新聞などを通じた幅広い広報を図る。

4 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の身体生命に危険が及ぶおそれがある場合は、加須消防署、警察署、事業者、県及び関係機関等と協力し、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して誘導する。

5 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶと認められたときは、危険区域内の市民を安全な区域に避難させるため、市長は避難の勧告又は指示を行う。

避難の誘導は、市職員、警察官、消防職員等が協力して行う。

また、避難所の開設が必要と判断した場合は、事故現場直近の避難所の開設を図り、運営は、市の職員が中心となり実施する。

6 救急救助・医療救護活動

鉄道事故が発生した場合、必要に応じ加須医師会に要請の上、医療救護班を編成し、鉄道事故の程度に即応した救急救助・医療救護活動を行う。

また、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、加須消防署、警察署、事業者、県及びその他の関係機関と緊密に連携協力して、救急救助・医療救護活動に当たる。

また、協力者の動員も行う。

7 消防活動

鉄道事故災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等による火災発生の場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命の救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、加須消防署を主体とした活動を市が行う。

8 応援要請

鉄道事故発生時において、知事又は指定地方行政機関、公共機関、他の市町村等に応援（幹旋）を求める場合は、県に対し文書をもって要請する。

なお、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、管内の消防力で十分な活動が困難である場合には、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、地域代表消防機関の長に応援を要請する。

人命又は財産の保護を図るため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

9 帰宅への支援

市は、鉄道事業者との鉄道運行情報等の収集体制を速やかに確立し、情報収集に努めるとともに、帰宅困難者を収容するための最寄りの避難所の開設等の情報を速やかに提供し、一時収容する。

鉄道事故の状況にもよるが、鉄道が途絶しても、道路の通行等が可能な場合には、市バスを活用するとともに、コミュニティバス運行事業者をはじめとする、バス・タクシー事業者等に対し、代替交通手段としての協力を要請する。

第5 事業者の活動体制 〔東武鉄道㈱〕〔東日本旅客鉄道㈱大宮支社〕

1 事業者の活動方針

事故が発生した場合の活動方針としては、「鉄道災害並びに運転事故応急処理要領」に基づいて専務取締役を本部長とする事故復旧本部を設置し、人命救助を第一として、応急対策活動を展開する。

また、事故発生による復旧活動は、社内的に定められた非常招集計画によって、従業員の非常招集を行い復旧作業に従事する。

さらには、加須消防署及び沿線の各消防署、警察署、市民に対し、救援を求めるとともに、事業所出入りの請負者に復旧作業応援を要請する。

2 事業者の応急措置

鉄道事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故の状況に応じた関係機関への通報、人命救助、初期消火、避難誘導、被害拡大の防止措置、立入制限等の応急措置を講じる。

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

第6章 航空機事故対策計画

第1 災害特性

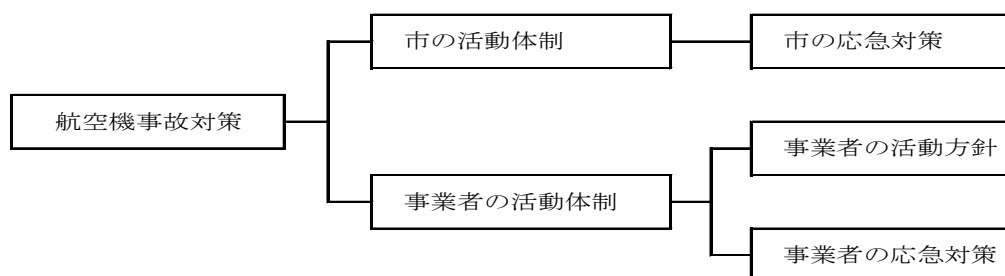
航空機事故は、飛行中のエンジントラブルによる墜落や離着陸の機体等のトラブルによる墜落等が上げられるが、これらの事故が発生した場合、人命に危険を及ぼすことになる。

また、大型旅客機が関係する事故であれば、多数の死傷者を伴う大惨事となるおそれがある。

第2 被害想定

航空機の墜落事故、航空機からの落下物（宇宙からの落下物による事故を含む。）による災害及び住宅密集地や工場地帯への墜落等による大規模な火災や爆発が想定される。

第3 対策の体系



第4 市の活動体制

本市域内において航空機事故が発生したときは、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、市はその拡大を防御し被害の軽減を図るため、可能な限り応急対策の実施に努める。

なお、航空機事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

1 市の応急対策

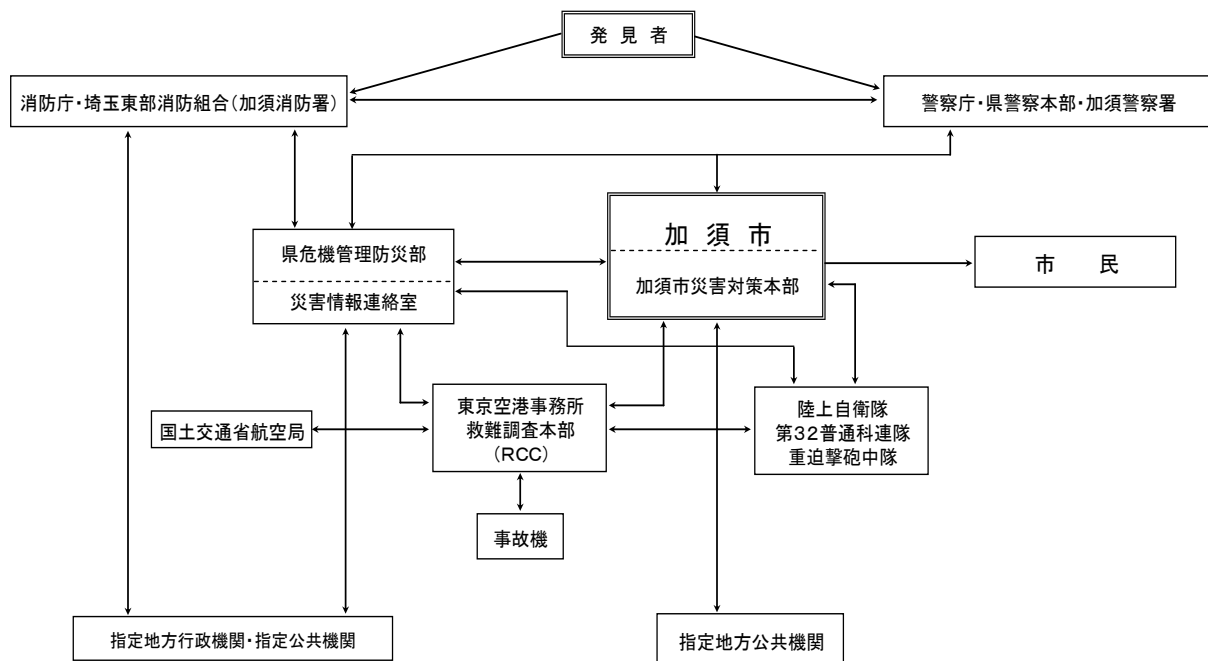
航空機事故発生時は、震災対策編及び風水害対策編の各節に定める応急対策計画に基づき応急対策を講じるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

2 情報収集・伝達

航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関し、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、県に対する被害状況等の報告については、人的被害、家屋被害、住民避難等、災害応急対策等を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・伝達する。

情報収集・伝達体制



3 災害広報

社会秩序の維持及び市民の心の安定を図るため、避難情報、災害情報、支援情報及び応急対策情報等の広報活動を県・報道機関と連携して行う。

市において収集した航空機事故の状況は、その事故の規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を適切に提供する。

なお、航空機災害は、社会的にも大きなインパクトを与えるものであり、一度に多くの死傷者が出ることも考えられることから、被災者家族や地域住民等に配慮した広報を行う。

(1) 被災者の対応

① 被災者の家族等への情報提供

民間機事故の場合、乗客被災者の家族等への情報提供は、航空会社等が中心となって当ることとなるが、市においても、一般市民が被災した場合における家族等への情報提供のため、災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、関係機関の災害応急対策に関する情報等について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

② 地域住民等への広報

災害現場付近の市民に対して、災害の概要、避難勧告等、避難場所情報、応急対策の情報、地域住民が取るべき行動、交通規制等の安全確保や規制等に関する広報を県・報道機関と連携して行う。

市において収集した航空機事故の状況は、その事故の規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。

③ 報道機関への対応

ア 民間機事故の場合

防災関係機関が報道機関からの問合せや取材申し込み等への対応を行うこととし、発表内容は防災関係機関が相互に調整した上で、発表する。

イ 自衛隊機事故の場合

報道機関への対応は自衛隊が行う。

なお、市民が死傷した場合などは、市も市民の被害状況等について、報道機関への対応を行う。

(2) 市民の安全確保や規制に関する情報

市及び防災関係機関は、避難勧告、指示等、市民の安全に関する情報等のほか、緊急輸送道路の確保を図るための交通規制状況に関する情報については、報道機関に依頼し、テレビ・ラジオ・新聞などを通じた幅広い広報を図る。

4 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の身体生命に危険が及ぶおそれがある場合は、加須消防署、警察署、事業者、県及び関係機関等と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して誘導する。

5 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶと認められたときは、危険区域内の市民を安全な区域に避難させるため、市長は避難の勧告又は指示を行う。

避難の誘導は、市職員、警察官、消防職員等が協力して行う。

また、避難所の開設が必要と判断した場合は、事故現場直近の避難所の開設を図り、運営は、市の職員が中心となり実施する。

6 救急救助・医療救護活動

航空機事故が発生した場合、必要に応じ加須医師会に要請の上、医療救護班を編成し、航空機事故の程度に即応した救急救助・医療救護活動を行う。

また、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、加須消防署、警察署、事業者、県及びその他の関係機関と緊密に連携協力して、救急救助・医療救護活動に当たる。

また、協力者の動員も行う。

7 消防活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死者の発生が予想されるので、人命の救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、加須消防署を主体とした活動を市が行う。

8 応援要請

航空機事故発生時において、知事又は指定地方行政機関、公共機関、他の市町村等に応援（幹旋）を求める場合は、県に対し文書をもって要請する。

なお、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、管内の消防力で十分な活動が困難である場合には、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、地域代表消防機関の長に応援を要請する。

人命又は財産の保護を図るため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

9 帰宅への支援

市は、事故機を所有する航空会社との情報等の収集体制を速やかに確立し、情報収集に努める。また、必要に応じて最寄りの避難所の開設を行い、その情報を速やかに提供し、一時収容する。

航空機事故の状況にもよるが、乗客が帰宅するための手段として、市バスの活用をはじめ、コミュニティバス運行事業者やバス・タクシー事業者等に対しての協力を要請する。

第4 事業者の活動体制

1 事業者の活動方針

事故が発生した場合は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、人命救助を第一とし、主として次に掲げる項目について万全を期する。

また、加須消防署及び沿線の各消防署、警察署等に対し、救援や復旧作業応援を要請する。

- ① 消火・救助・救急活動
- ② 救護地区の設置及び医療資機材の配置
- ③ 制限区域内への入場制限及び誘導
- ④ 負傷者数及び搭乗者の把握

2 事業者の応急措置

事故機を所有する航空会社は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、航空法（昭和27年法律第231号）第76条の規定に基づき、東京空港事務所に速やかに通報する。

また、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

第7章 大規模道路事故対策計画

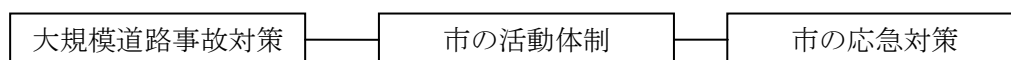
第1 災害特性

橋梁の落下やバス等の多くの者が利用する自動車事故等が発生した場合、多数の死傷者を出す可能性がある。また、ほとんどの車両がガソリン等の危険物を積載しており一度火災が発生すると爆発する危険性がある。

第2 被害想定

橋梁の落下に伴う交通の遮断により、市民生活に重大な支障をきたす。また、高速道路等における玉突き事故、バス等の乗合自動車の転落事故等により多数の死傷者の発生が想定される。

第3 施策の体系



第4 市の活動体制

本市域内において大規模道路事故が発生した時は、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、市はその拡大を防御し被害の軽減を図るため、可能な限り応急対策の実施に努める。

なお、事故発生時に迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り平常時から広報体制を整備する。

1 市の応急対策

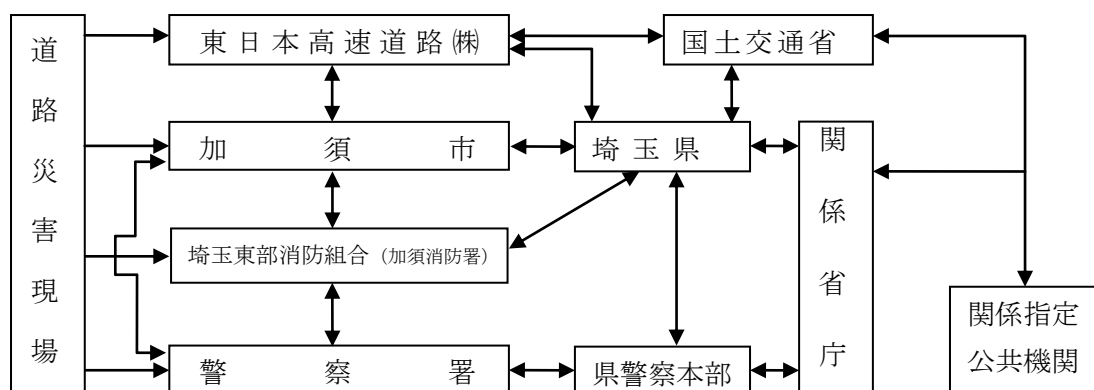
大規模道路事故発生時は、震災対策編及び風水害対策編の各節に定める応急対策計画に基づき、発災後速やかに災害の拡大防止の応急対策を講じるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

2 情報収集・伝達

大規模道路事故が発生した時は、道路管理者として速やかに、その被害の応急対策活動実施状況、対策本部設置状況等を取りまとめ、応援の必要性も含め県に報告するとともに、既に措置した事項に加え、今後の措置に関する事項について同時に報告する。

なお、県に対する被害状況等の報告については、人的被害、物的被害、住民避難等、災害応急対策等を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集、伝達する。

情報収集・伝達体制



3 被災者等への情報伝達

(1) 被災者の家族等への情報提供

市及び防災関係機関は相互に連絡を図り、道路災害の状況、安否状況、医療機関等の情報、災害応急対策に関する情報等について正確に、きめ細かく適切に提供する。

(2) 市民への情報伝達

市は、市民に対し道路災害状況、安否情報、道路施設等の復旧情報を伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ発災後、速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な配置等の整備を行う。

4 消防活動

大規模道路事故災害は一度に多数の死傷者を出す可能性があり、またほとんどの車両がガソリン等の危険物を積載しており、一度火災が発生すると爆発する危険性があるので人命の救助、救出活動を他の消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市が行う。

5 救急救助・医療救護活動

大規模道路事故が発生した場合、必要に応じ、加須医師会に要請の上、医療救護班を編成し、事故の程度に即応した救急救助・医療救護活動を行う。

また、迅速かつ的確な医療救護措置が講じられるよう、消防機関、警察署、県及びその他の関係機関と緊密に連携協力して、救急救助、医療救護活動に当たる。

また、協力者の動員も行う。

6 緊急輸送のための交通の確保

市は、市職員を動員して直接情報収集するほか関係機関等から通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通の確保を行う。

交通対策に当たっては、警察と密接な連絡をとる。

7 危険物の流出に対する応急対策

市は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い危険物による二次災害発生の防止に努める。

加須消防署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒区域を設定するとともに除去活動、避難誘導活動を行う。

8 道路・交通安全施設の応急復旧活動

市は、職員の非常参集を行い、大規模道路事故に伴う障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動等を実施し、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のために、災害箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

9 道路・交通安全施設の復旧

市は、応急復旧した道路施設等については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。なお、復旧に当たり、可能な限り復旧予定の時期を明示する。

第8章 電力施設災害対策計画

第1 総論

(1) 災害特性

電力施設が災害により被災した場合、変電施設の損壊や電柱の倒壊、電線の切断等による電力供給の停止が発生する。

また、発電施設の被害状況によっては、電力の需要と供給のバランスが崩れ、計画停電等の電力供給制限が行われる。

(2) 被害想定

電柱の倒壊や電線の切断等により、家庭や事業所等への電力の供給が遮断されるなどの被害が想定される。

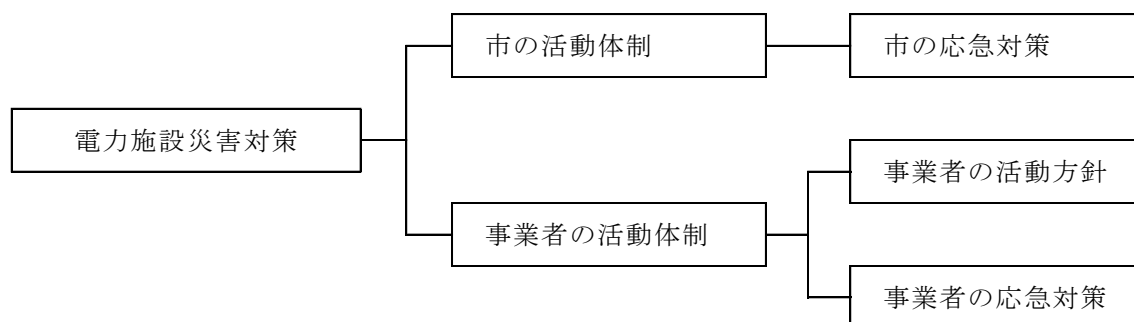
その結果、家庭への電力供給がストップされることにより安定した家庭生活に支障をきたすほか、事業所においても事業活動への影響が想定される。

さらに、道路信号の消灯による市民生活の混乱も想定される。

(3) 基本方針

市及び東京電力㈱は、非常災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、市民の電気災害の防止を図る。

第2 対策の体系



第3 市の活動体制

本市域に電力施設災害が発生した場合においては、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、市はその拡大を防御し被害の軽減を図るため、可能な限り事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

なお、電力施設災害発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

1 市の応急対策

電力施設災害発生時は、震災対策編及び風水害対策編の各節に定める応急対策計画に基づき応急対策を講じるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

2 災害広報

社会秩序の維持及び市民の心の安定を図るため、市民に対し避難情報、災害情報、支援情報、応急対策情報及び計画停電等の実施状況などの広報活動を県・報道機関と連携して行う。

市において収集した電力施設災害の状況は、その事故の規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。また、復旧作業の進捗状況も同様とする。

3 交通の安全対策

市は、電力施設災害を原因とした停電により信号機が消灯して、車両の通行に支障をきたしている地点がある場合には、警察署や交通指導員等と連携し、安全でスムーズな車両の運行を図るため車両誘導等の活動を行い、市民の交通安全対策を行う。

4 市民の安全対策

市は、電力施設災害により電力の供給が途絶え、防犯等や照明等が点灯しない場合、警察署や自治会、自主防災組織等と連携し、市民生活の安全を図るために夜警等の防犯活動を行う。

5 避難所の開設

市は、電力の供給が途絶えたことにより、市民の生命や安全に危害が及ぶと認められたときは、市民を安全な区域に避難させるための避難所を開設し、避難の勧告又は指示を行う。避難の誘導は、市職員、警察官、消防職員等が協力して行う。

特に、災害時要援護者については、安否の確認を行うとともに、避難所の利用を希望する人については、適切な誘導を行う。

また、運営は、予め指名された市の職員で構成する災害地区支援班が中心となり実施する。

第4 事業者の活動体制 〔東京電力㈱〕

1 事業者の活動方針

東京電力㈱は、非常災害が発生した場合、迅速かつ適切な対策を実施するため、社内規定により災害対策本部を設置し、非常体制の組織を確立する。

また、非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧を図るため、加須市と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力をする。

2 事業者の応急対策

(1) 被害情報の収集・周知

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる手段を講じて被害状況の早期把握に努める。

収集した情報は、速やかに被害状況の全貌を掌握し、必要に応じ新聞、ラジオ、テレビ、PR車等を利用し、その状況（被害数、復旧見込など）の地域的な情報について市民への周知に努める。

(2) 被害の応急活動

電力事業者は、変電施設の損壊や送電鉄塔・電柱の倒壊、送電線の断線等について、市民生活の安全確保を最優先すると共に、安定した市民生活を1日でも早く確保するため応急活動を実施する。

第9章 農作物等災害対策計画

第1 総論

1 災害特性

加須市は、7,000haを超える耕地で約5,000戸の農家が農業を営んでいる。

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、高温、低温、降雪等の気象現象によって、農作物・農業生産施設に対し大規模な被害が生じる可能性がある。特に、近年は、低気圧の急速な発達や気圧の不安定による局地的な豪雨が頻発する傾向にある。また、東日本大震災では、加須市においても液状化現象が発生していることから、大規模な地震においては、生産基盤そのものに被害が生じる可能性がある。

さらに、加須市には、畜産を営む農家もあることから、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生する可能性がある。

2 被害想定

暴風雨、竜巻、降ひょう等による果実等の落下や倒伏、ビニールハウス等の生産施設の損壊、高温・干ばつによる大規模な米の品質低下等が想定される。

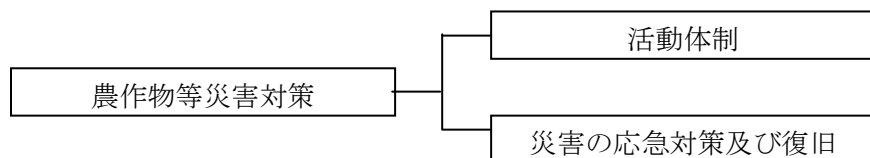
また、長時間にわたる豪雨や大規模地震においては、農地の流出や水路、パイプライン施設等、農業施設の損壊が想定される。

さらに、特定家畜伝染病については、家畜への被害はもとより、その種類によっては、稀に人への感染も報告されており、市民生活へ影響を与える事態も想定される。

3 基本方針

気象現象等による農作物等への被害発生時における迅速な情報収集体制や災害規模に応じた対応策について明示するとともに、特定家畜伝染病に関し、その予防対策と発生時における対策を適切に実施するため、必要な措置について定めるものとする。

第2 対策の体系



第3 活動体制

1 関係機関・団体との連携

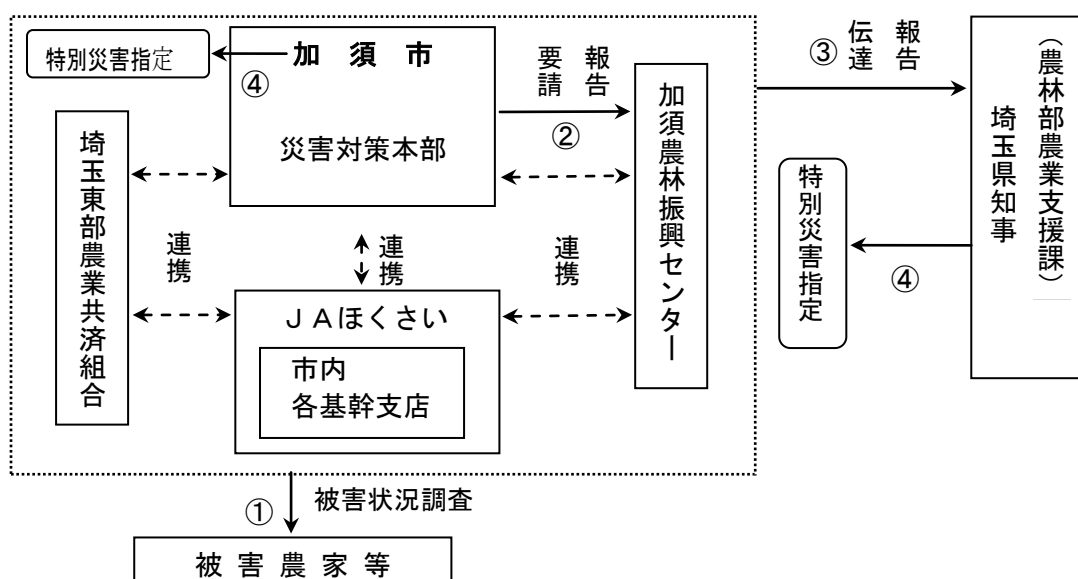
市は、市内に災害が発生又は発生のおそれがある場合、埼玉県及び農業協同組合等関係機関・団体と協力し、被害を最小限に防ぐため、応急対策の実施に努める。

■関係機関・団体

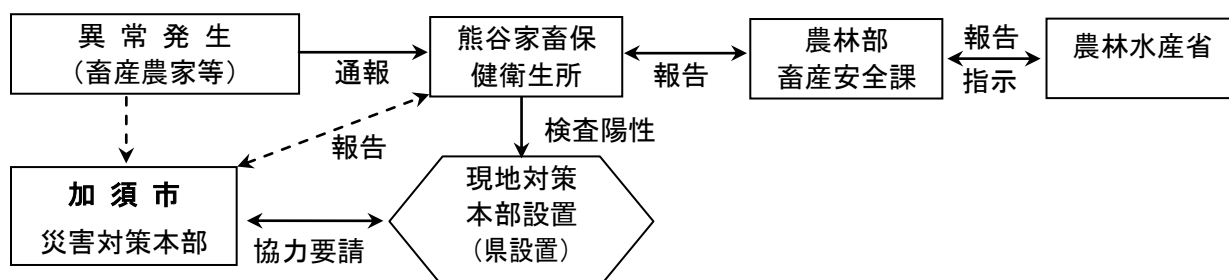
機 関 名	担 当 部 署	電話番号
加須農林振興センター	技術普及担当	6 1 - 3 9 1 1
ほくさい農業協同組合	加須中央支店	6 1 - 0 9 0 5
	騎西中央支店	7 3 - 1 1 2 1
	大利根中央支店	7 2 - 3 1 1 1
	北川辺支店	0280-62-2211
埼玉東部農業共済組合	行田本所	048-559-1588
熊谷家畜保健衛生所	—	048-521-1274

2 災害発生時の活動体制

(1) 気象現象等による農業災害



(2) 特定家畜伝染病の発生



第4 災害の応急対策及び復旧

1 農作物・農業生産施設

市は、加須農林振興センターの協力を求め、被害実態に応じて、草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに検討し、加須農林振興センターとともにその技術対策指導を行う。

また、「加須市農業災害対策規則」に定める一定の規模を超える災害の場合は、規則に基づき特別災害の指定を行うとともに、加須農林振興センターを通じて「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく特別災害の指定を埼玉県知事に要請し、被害農業者に対して、農業生産力の維持及び農業経営の安定を図るため、病虫害の防除、草樹勢の回復に関する措置及び農業経営に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。

■ 特別災害指定基準（加須市農業災害対策規則）

- (1) 農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けたほ場の面積が、本市又は本市を含む2以上の隣接する市町村の区域内に10ヘクタール(降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5ヘクタール)以上である災害
- (2) 畜産物、繭等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けた農業者の戸数が本市又は本市を含む2以上の隣接する市町村の区域内に10戸(降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5戸)以上である災害
- (3) 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が本市又は本市を含む2以上の隣接する市町村の区域内に10戸(降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5戸)以上である災害
- (4) 農業用生産施設の種類ごとに被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が本市又は本市を含む2以上の隣接する市町村の区域内に10戸(降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5戸)以上である災害

2 農地及び農業用施設

市は、埼玉県及び関係土地改良区等と連携を図り、被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を要請する。

3 家畜・^{きん}家禽の伝染病疾病等対策

市は、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の「特定家畜伝染病」の予防及び発生時における対応について、「家畜伝染病予防法」、「埼玉県特定家畜伝染病防疫事務の手引き」に基づき、埼玉県との連携協力により以下の事項を実施する（人への感染の恐れのある新型インフルエンザへの対策は【第5編 新型インフルエンザ等対策編】を参照）。

- ・家畜の所有者に対しての特定家畜伝染病についての情報伝達、市民に対する普及啓発
- ・愛玩用に飼育されている家畜所有者に対する情報の収集、提供
- ・特定家畜伝染病発生時における市民に対しての的確な情報提供
- ・特定家畜伝染病発生時の殺処分死体の焼・埋却に備えた、焼却施設との調整、若しくは埋却地の円滑な確保のための調整・支援
- ・防疫作業員の確保及び集合場所の設置・支援
- ・移動規制及び消毒ポイントの設置

第 10 章 雪害対策計画

第 1 災害特性

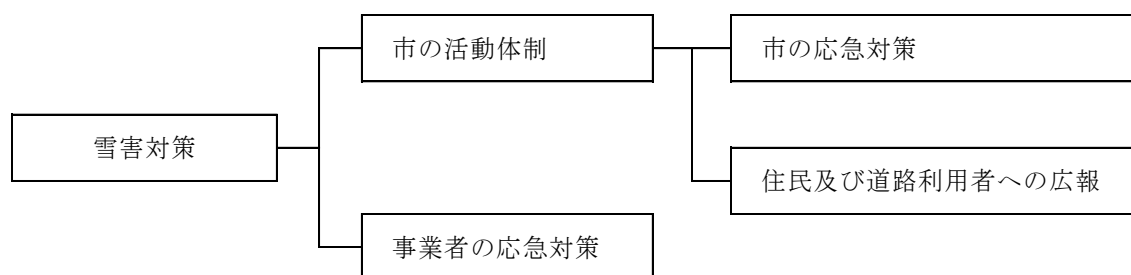
降雪による積雪等により、交通、通信並びに電力供給等への影響がでること、日常的な社会生活が阻害される特性があり、自動車同士の接触事故や衝突事故等を生ずる危険性もある。

第 2 被害想定

本市の立地的及び気候的条件等を鑑み雪害が長期間に及ぶことは考えにくい、しかし短期間でも集中的な降雪が続くことにより、交通事故の多発、交通機関等のマヒが想定され、市民生活に重大な支障をきたすことも考えられる。

については、本市における雪害想定としては、熊谷地方気象台が発表する本市に対する大雪警報の降雪深さ（24 時間）が 30 cm としていることを鑑み、対策を講じる。

第 3 対策の体系



第 4 市の活動体制

本市内において、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等に支障をきたすおそれがある場合は、可能な限り応急対策の実施に努める。

1 市の応急対策

- (1) 市は熊谷気象台が発表する大雪注意報、警報が出されたときは、道路交通を確保するため、その対応にあたる。勤務時間外については、建設部水防班は降雪の状況に応じ対応にあたる。
- (2) 降雪により道路交通に支障をきたすおそれがある場合は、単価契約業者等による幹線道路を主体とした除雪作業を行うとともに、雪によるスリップ事故の事前対策として、花崎陸橋や水深橋などの跨線橋・跨道橋並びに市民の利用度の高い駅前広場については、凍結防止剤の散布を行い交通路の確保に努める。
- (3) 降雪が長期間に及ぶおそれがある場合は建設業団体等に協力を要請する。
- (4) 災害が発生した場合に、立往生車両や放置車両によって、緊急通行車両に著しい支障をきたしたときは、道路管理者は道路区間を指定して車両等の移動命令を発する。但し、これによることができない場合は、道路管理者が、自ら車両等の移動を行い緊急輸送道路の確保に努める。

2 住民及び道路利用者への広報

降雪による交通の混乱防止、雪害による被害の防御軽減を図るため、交通状況及び交通確保の実施に状況等について適時適切な広報を行う。

第5 事業者の応急対策

鉄道事業者や通信事業者は、降雪状況に応じた応急対策の実施に努める。

(1) 東武鉄道(株)・東日本旅客鉄道(株)

鉄道輸送を確保するため、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための運転及び要員の確保に努める。

(2) 東京電力(株)・東日本電信電話(株)

通信及び電力供給を確保するため、降雪対策用設備、機材の確認、点検及び要員の確保に努める。

第 1 1 章 竜巻・突風等対策計画

第 1 災害特性

竜巻や突風等は、積乱雲が発生したときに多く、狭い範囲から広範囲になることもあり、また突発的に発生することが多く、局所的・直線的に甚大な被害をもたらす。また、その発生を予測することが困難な災害である。

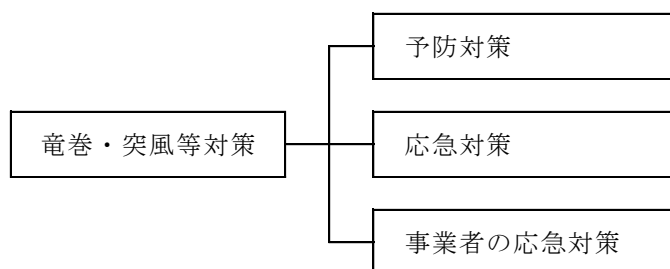
第 2 被害想定

本市においても、今日の異常気象の影響により、突発的に発生し、甚大な被害をもたらすものと想定されるため、必要な対策を講じる。

気象庁によれば、竜巻・突風等は、竜巻、ダウンバースト、ガストフロント、の 3 種類に大きく分類されている。

- ・竜巻は、時間・規模とも比較的小さい。
- ・ダウンバーストは、積乱雲の発生状況にもよるが、規模は円・楕円形に比較的広い。
- ・ガストフロントは、同様に積乱雲の発生状況によるが、規模は比較的さらに大きい。

第 3 対策の体系



第 4 予防対策

本市内において、竜巻・突風等による被害から交通、通信及び電力供給等に支障をきたすおそれがある場合は、以下の応急対策の実施に努める。

1 予防啓発

- (1) 市民が主体的に自ら身の安全を確保できるように平時から広報等により予防啓発に努める。

2 応急対策体制の整備

- (1) 予め竜巻・突風対策の対応マニュアルを作成し対応に備えるものとする。
- (2) 重要施設や学校、公共交通機関等並びに農業施設や同従事者において、突風や、飛来物による果実等の作物や施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策の検討を進める（農作物等の災害については「第 9 章 農作物等災害対策計画」を参照）。
- (3) 予め竜巻・突風対策時の情報収集、伝達及び連絡体制を整備するとともに関係機関・部署と役割分担等について事前に調整しておき、迅速・的確な対応に備えるものとする。

第5 応急対策

本市内において、竜巻・突風等による被害から交通、通信及び電力供給等に支障をきたすおそれがある場合は、以下の応急対策の実施に努める。

1 初動対応

- (1) 熊谷気象台が発表する竜巻・突風等注意報、警報が出されたときは、道路交通等の確保に備え、その対応にあたる。勤務時間外については、建設部及び総合支所は、水防班が災害の状況に応じ対応にあたる。
- (2) 竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際は、被害の防止に役立てるため、適宜、熊谷地方気象台や市民の目撃情報等からの情報収集に努める。

2 がれき処理や救助の応急対策

- (1) 竜巻・突風等により家屋や施設及び道路交通に被害が生じた場合は、単価契約業者や防災建設安全協議会等へ依頼のうえ、がれき等の除去を行い、日常の活動が出来るように道路の啓開や敷地内の現状復元に努めるとともに、被災市民の避難所の確保に努める。
- (2) 竜巻・突風等による人的被害発生したとき、または被害が広範囲に及んだり被害の規模が大きいときは、自衛隊や緊急消防援助隊等に協力を要請する。

3 住民への広報

- (1) 竜巻・突風等による家屋等の損壊や交通の混乱防止等、2次災害予防の観点から、被害の軽減を図るため、市民が自ら身の安全を守ることができるように、防災行政無線やホームページ、メール等を活用し広報を行う。
- (2) 学校、社会福祉施設、及び不特定多数の市民が集まる各公共施設においては、各施設管理者等へ竜巻・突風等の気象情報や被害等の情報を迅速・的確に伝達する。

第6 事業者の応急対策

事業者は、竜巻・突風による災害に備え、予防対策及び応急対策の実施に努める。

(1) 事業者

突風・竜巻等による災害により被害を被った場合は、2次災害に至らないよう、各ライフライン事業はもとより、小・中・大規模事業においても、各事業所の災害対応マニュアル等に基づき、適切な応急対策の確保に努める。

(2) 建設安全協議会等

市域において、突風・竜巻等により災害により、道路等において被害を被った場合は、市と協力し、市からの依頼に基づき、また市からの依頼を確認する暇がない場合は、応急対策後に報告するものとし、道路上の障害物等を除去するなど、適切な応急対策の確保に努め、市民の安全を確保する。

第5編 加須市新型インフルエンザ等対策行動計画

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

2013年（平成25年）4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様危険性があり、社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と併せて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 市行動計画の作成

特措法の施行を受け、政府は2013年（平成25年）6月に、特措法第6条の規定に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を新たに作成した。また、県においても、それにあわせて特措法第7条第1項の規定に基づく「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市では、特措法第8条第1項の規定に基づき、「加須市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を作成した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市民に対する予防接種の実施方法等を定めており、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

3 対象範囲

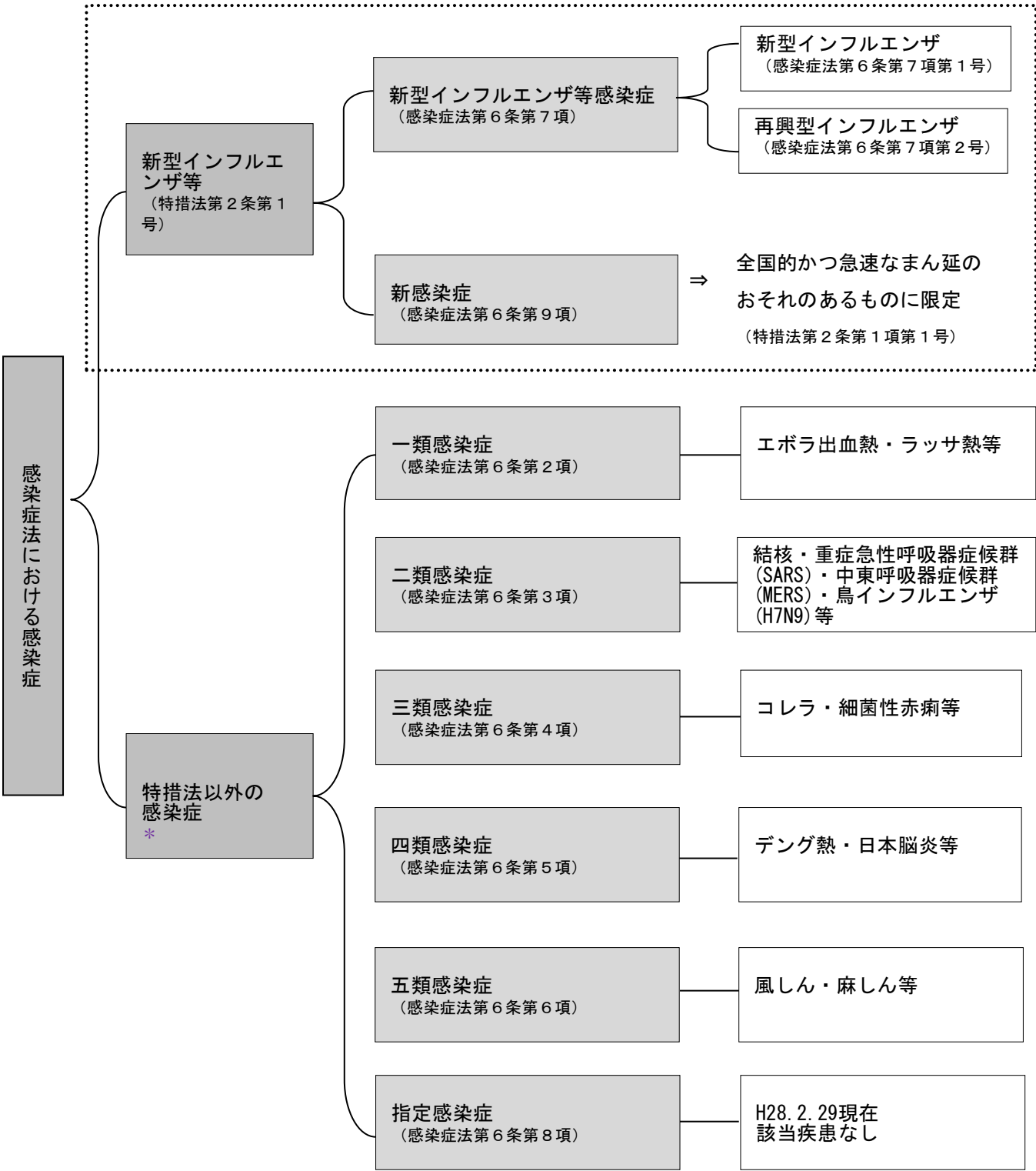
市行動計画の対象とする感染症は、政府行動計画及び県行動計画に加え、特措法以外の感染症においても以下のとおり対象の範囲とする。

また、市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの
- ・感染症法第6条第2項から第6項まで及び第8項に規定する感染症

なお、特措法以外の感染症についても、関係部局における認識の共有を図るとともに連携を強化し、庁内一体となった対策を推進していくことから、本市では、この計画に準じて対策を行うこととする。

加須市における本計画での対象範囲



..... 特措法に基づく対象範囲

* 特措法以外の感染症における疾患（分類）については、参考資料に添付する。

* 家畜・家きんへの感染災害の対応は【第4編 大規模事故等対策編】を参照。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

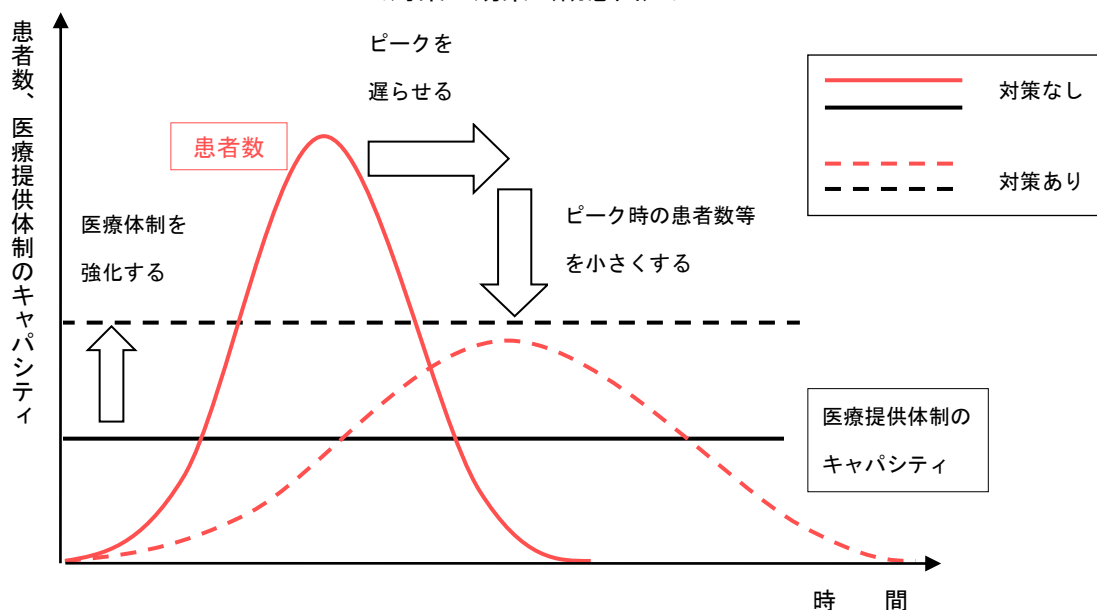
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、本県及び本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として国、県及び関係機関等と連携して対策を講じていく。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果（概念図）＞



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザ等のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないことから病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

市行動計画においては科学的知見及び国等の対策も視野に入れながら、地理的な条件、人口の集中、交通機関の発達等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指し、対策を組み立てていくこととする。

その上で、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、「第3章 各発生段階における対策」において発生段階ごとに記載する。）

3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え又は発生した時には、国、県及び関係機関等と連携を図りながら、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請や、不要不急の外出の自粛、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限が加わる場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

加須市新型インフルエンザ等災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市災害対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階から、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されている。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を示しているが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得ることから、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画、県行動計画等を踏まえ、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

	全 国		埼玉県		加須市	
医療機関の 受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約75万人～ 約140万人		約1万2千人～ 約2万2千人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院 患者数	約53万人	約200万人	約3万人	約11万人	約500人	約2,000人
死亡者数	約17万人	約64万人	約9,500人	約3.6万人	約150人	約600人

- ・入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定

【参考】

平成24年10月1日の推計人口

日 本 総 人 口 127,515千人

埼玉県総人口 7,212千人

加須市総人口 117千人

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画・県行動計画等を踏まえると、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患し、り患者は1週間から10日間程度り患し欠勤する。り患した従業員の大部分は、治癒後、一定の欠勤期間を経て（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。
- ・不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予測されるとともに、学校・保健施設等の臨時休業や、外出の自粛等により、経済・社会活動が縮小し、様々な場面で市民の生活に影響が出ることが懸念される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（特措法第3条第1項）

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力に努める。

新型インフルエンザ等の発生前には、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 埼玉県 の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

特措法及び感染症法に基づき措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に的確な判断が求められる。

また、市町村や関係機関等と緊密な連携を図り、県内において、市町村や関係機関等が実施する対策を総合的に調整・推進する。

(3) 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生した時は、政府対策本部の基本的対処方針や県の対処方針等を踏まえ、市内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

市は、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国が政府の行動計画に基づき定める「基本的対処方針」等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生・流行に伴い、市民の健康被害や社会・経済的被害が予想されることから、関係機関と連携を図り、新型インフルエンザ等の対策を推進するため、全庁的な危機管理体制を整備し、発生した場合の実施体制や役割分担を予め、共通の理解のもとに共有しておくことが重要である。

ア 組織体制

市の新型インフルエンザ等対策の組織体制としては、市長を本部長とする「加須市災害対策本部」を設置し、全庁的な体制のもと対策を推進する。

新型インフルエンザ等対策の推進に当たっては、加須保健所や加須医師会、加須市歯科医師会及び加須市薬剤師会の関係機関及び民生委員・児童委員協議会や母子愛育連合会などの関係団体との連携協力が不可欠であることから、連携・協力体制を確保する。

(7) 新型インフルエンザ等予防対策会議

a 所掌事務

- (a) 新型インフルエンザ等の情報収集に関すること。
- (b) 新型インフルエンザ等の予防対策の検討に関すること。
- (c) その他必要な予防対策に関すること。

b 組織

関係部課長

(4) 加須市危機対策会議

新型インフルエンザ等の発生によって、市民の生活に重大な被害を及ぼしたり、経済に重大な被害を及ぼしたりする事案等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に設置する。

a 所掌事務

- (a) 危機情報の収集に関すること。
- (b) 危機対応策の検討に関すること。
- (c) その他必要な危機対策に関すること。

b 組織

加須市危機対策会議設置要綱（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）第3条に規定

(ウ) 加須市災害対策本部

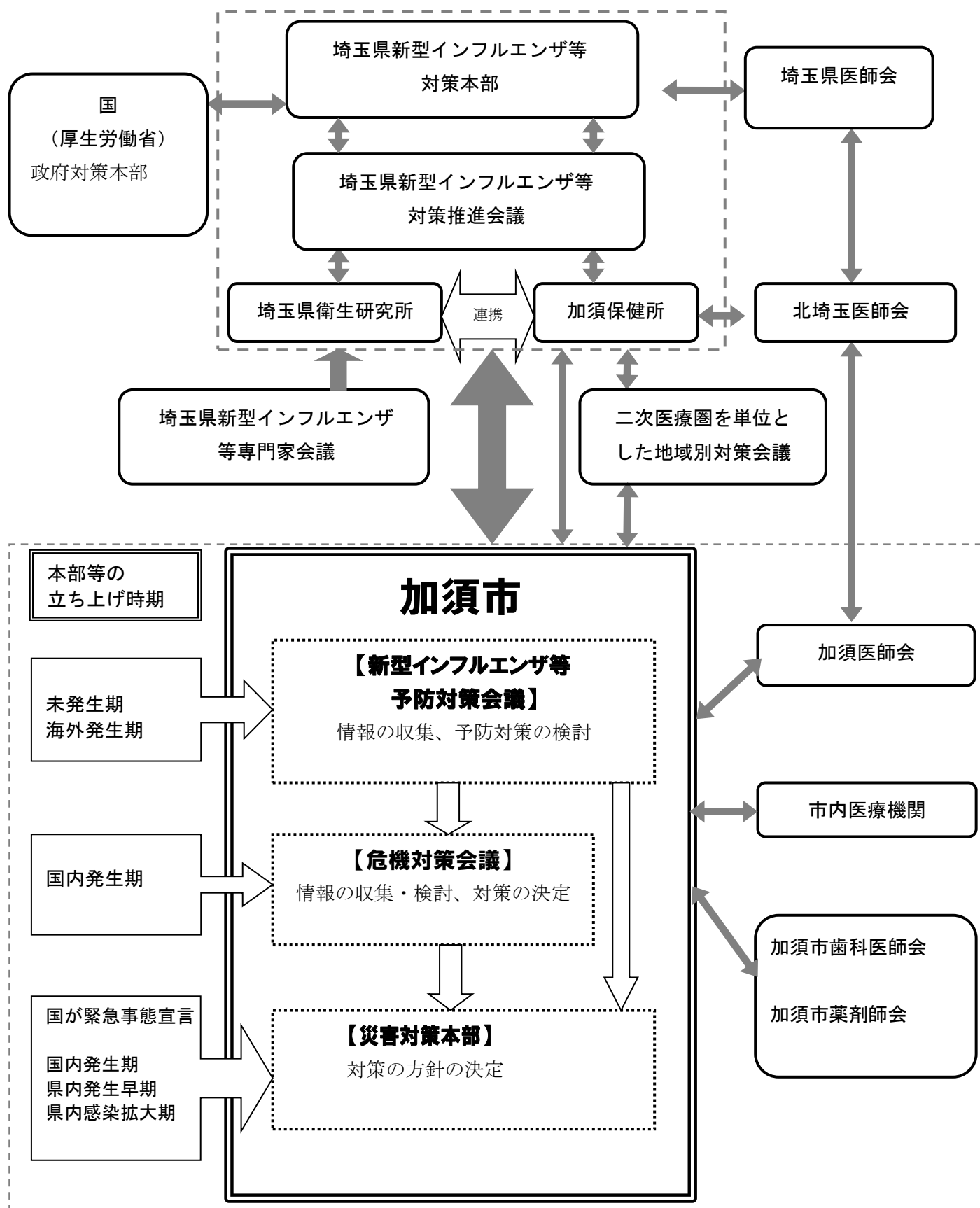
a 所掌事務

- (a) 新型インフルエンザ等に係る情報収集及び情報提供に関すること。
- (b) 新型インフルエンザ等の感染防止に関すること。
- (c) 関係機関等との連絡調整及び連携に関すること。
- (d) その他新型インフルエンザ等の対策に関する重要な事項の決定に関すること。

b 組織

第2編第3章第3節災害対策本部・活動体制に掲載

c 推進体制図



(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関[※]は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。（特措法第3条第5項）

※ 医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ、又は知事が指定する者

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者[※]（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や、重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。（特措法第4条第3項）

※ 医療の提供業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。（特措法第4条第1項及び第2項）

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用等咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルでも食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。（特措法第4条第1項）

6 市行動計画の主要7項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的（「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」）を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び県行動計画との整合性を図り、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 予防接種」、「(6) 医療」、「(7) 市民生活及び経済の安定の確保」の7項目に分けて立案した。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国・県・市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国・県・市及び事業所等が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが重要である。

(2) サーベイランス・情報収集

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し、判断につなげ、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

(3) 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の間のコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(4) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにもつながる。

個人対策や地域対策、職場対策などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定し、又は実施している対策の縮小・中止を行う。

(5) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

市は、国や県等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

(7) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び経済の安定を確保するために、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりとする。

- a 医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事するもの（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種の対象となる業種・職務については政府行動計画等において示している。

(イ) 特定接種の接種体制

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対して、自らが実施主体となり、原則として集団的接種により接種を行うこととなるため、接種が円滑に行えるよう、接種対象者、接種順位等をあらかじめ検討し、接種体制を整える。

ウ 住民接種

(7) 住民接種の種類

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして市民に対する予防接種の枠組みができたことから、市は、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種（臨時の予防接種）を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種（新臨時接種）を行う。

(イ) 接種対象者

住民接種は、原則として市内に居住する者（短期在留外国人を含む。）すべてを対象とする。他に、市内の医療機関に勤務している医療従事者及び入院している患者に対しても、接種を実施する場合も考えられる。

(ウ) 接種順位

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者を、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることが整理されているが緊急事態宣言がされている事態においては、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者（基礎疾患により入院中又は通院中の者）
 - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑え

ることに重点を置くことが考えられているが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方やこれらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえて決定される。

重点	新型インフルエンザのタイプ	接 種 順 位			
えること 重症化、死亡を可能な限り抑	接種対象者のうち重症化しやすい順位	1位	2位	3位	4位
	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	成人・若年者	小児	高齢者
	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者				
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	高齢者	小児	成人・若年者
	医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者				
	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	小児	高齢者	成人・若年者
	医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者				
守ること 我が国の将来を	成人・若年者に重症者が多いタイプ	小児	医学的ハイリスク者	成人・若年者	高齢者
	小児＞医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者				
	高齢者に重症者が多いタイプ	小児	医学的ハイリスク者	高齢者	成人・若年者
	小児＞医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者				
え、我が国の将来を守ること 重症化、死亡を可能な限り抑	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	小児	成人・若年者	高齢者
	医学的ハイリスク者＞小児＞成人・若年者＞高齢者				
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者	小児	高齢者	成人・若年者
	医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者				

(イ) 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(オ) 留意点

特定接種と住民接種は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性、その際の医療提供・市民生活・経済の状況等に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施する。

(6) 医療

市は県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力をする。

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くといわれている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限にとどめるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。一般の事業者・団体及び市民においても事前の準備を行うことを働きかけるとともに、高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯）の生活の安定確保に配慮する。

第3章 各発生段階における対策

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、市は国が政府行動計画に基づき定める基本的対処方針及び県が県行動計画等を踏まえて検討する県内の新型インフルエンザ等対策の実施方針等を踏まえ、市行動計画に基づき対応する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

〈加須市における発生段階〉

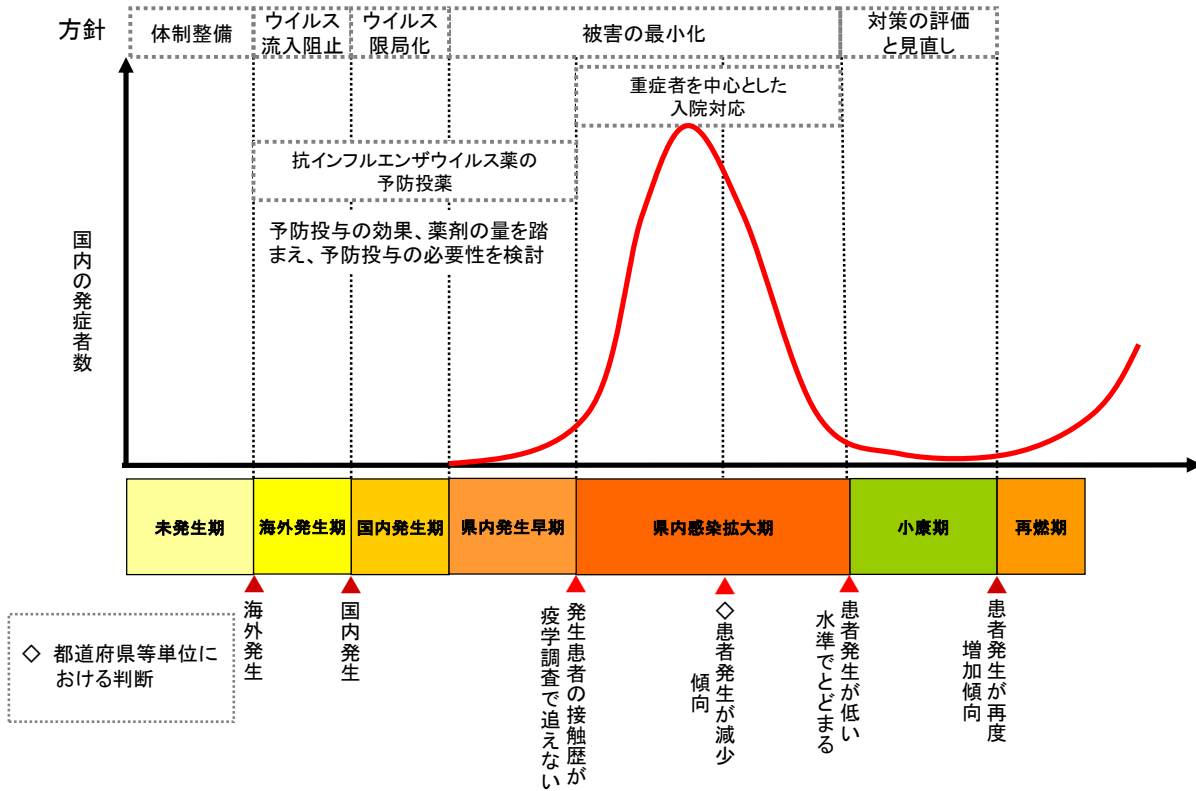
発生段階	状 態	組織体制
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していないが、発生するおそれがある状態	新型インフルエンザ等予防対策会議
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	新型インフルエンザ等予防対策会議
国内発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態	危機対策会議 災害対策本部
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	災害対策本部
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	災害対策本部
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	災害対策本部

※ 特措法第34条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされたときは、直ちに「加須市災害対策本部」を設置する。

また、緊急事態宣言がされない場合においても、「政府新型インフルエンザ等対策本部」が設置され、「埼玉県新型インフルエンザ等対策本部」が設置された場合において、国や県の初動の基本的対処方針等を確認したうえで、状況に応じて、「加須市災害対策本部」を設置する。

なお、国内発生時期以降は緊急事態宣言がされない場合においても、「加須市災害対策本部」を設置するものとする。

発生段階と方針



※ 再燃期は、患者の発生が再び増加傾向を示した状態

【発生段階ごとの対策の概要】

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（県内は未発生）	県内で発生（患者の接触歴を把握）	県内でまん延（接触歴を把握できない）	患者発生が減少
対策の目的	・発生に備え体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活・経済の回復 ・流行の第二波へ備え
実施体制			市対策本部の設置（政府の基本的対処方針に基づき対応） 国が緊急事態宣言（市対策本部の設置）			市対策本部の廃止
・サーベイランス ・情報収集	インフルエンザ・サーベイランス（発生状況の監視）情報の収集					
			学校等の集団発生状況の把握			
・共有 ・情報提供		電話相談窓口の設置 市民等へ情報提供・注意喚起				
まん延防止 ・予防			不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限			
予防接種		特定接種（医療従事者等への先行的接種）			住民接種（全市民を対象に実施）	
医療		県からの要請に応じ対策に適宜、協力する			在宅療養する患者への支援	
経済の安定の確保 市民生活及び		要援護者への生活支援				
		事業者への対応				
		市民・事業者への適切な消費行動への呼びかけ				
		遺体の火葬・安置				

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

□は新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

1 未発生期（国内・海外未発生期）

予想される状況
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 県、関係機関等との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等と連絡を図り、体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

（◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、職員課、地域振興課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署）

ア 市行動計画等の作成・見直し

市は特措法の規定に基づき、県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え市行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。

イ 実施体制の整備等

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、健康医療部長を長とする「加須市新型インフルエンザ等予防対策会議」において、関係部局における認識の共有を図るとともに、連携を強化し、庁内一体となった対策を推進する。
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備えた市の体制及び取組等に対して、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者等に意見を求める。
- (ウ) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え発生時の業務の継続について検討を進め、市行動計画の作成・随時見直しを行う。
- (エ) 市は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。
- (オ) 市は、県、他の市町村及び指定（地方）機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から、連携体制の確保、対策等の情報の共有、訓練等を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

（◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、環境政策課、農業

振興課、保育幼稚園課、地域振興課、高齢者福祉課、学校教育課)

ア 情報収集

市は、国や県、関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

イ 通常のサーベイランスへの協力

市は、国及び県が実施するサーベイランス・情報収集について、要請に応じ適宜協力する。

参考：県の通常のサーベイランス（一部抜粋）

- (ア) 県及び保健所設置市は、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、県内の医療機関において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。
- (イ) 県及び保健所設置市は、インフルエンザ等による入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- (ウ) 県及び保健所設置市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知する。

(3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、市民相談室、環境政策課、農業振興課、保育幼稚園課、地域振興課、高齢者福祉課、学校教育課)

ア 継続的な情報提供

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の旅行の自粛等の呼びかけ等）について各種媒体を利用し、市民に対して継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- (イ) 市は、マスク着用等咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- (ウ) 市は、県が提供する、感染症発生動向調査における県内のインフルエンザの流行状況や感染対策等について、市ホームページ、広報媒体等により、市民に対して情報提供を行う。

イ 体制整備等

- (ア) 市は、国が行う県、市町村や関係機関等とのメールや電話、インターネット等を活用した緊急時の情報提供・共有体制の構築に協力する。
コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体の検討（対策の決定プロセスや対策の理由、実施主体、個人情報と公益性への配慮等）を行うとともに、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- (ウ) 市は、国や県の要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に

応じるため、相談窓口等の設置を準備する。

(4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、職員課、農業振興課、地域福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、地域振興課、学校教育課、図書館課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 個人における対策の普及

- (ア) 市は、市民等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等へ連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について理解促進を図る。
- (イ) 市は、学校等と連携し児童、生徒、学生等の健康管理について検討する。
- (ウ) 市は、市民等に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- (ア) 市は、新型インフルエンザ発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

市は、県が行う衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況の把握等について、適宜協力する。

参考：県の水際対策

- (ア) 県は、国が行う水際対策について、情報提供する。
- (イ) 県は、国・検疫所と連携を強化し、質問票等により得られた情報の提供を受ける等により、検疫の強化の際に必要な防疫措置、発生国、感染地域からの入国者に対する健康監視等を行う。

(5) 予防接種

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課)

ア ワクチンの生産、流通等に関する情報の収集

市は、県や国等と連携し、ワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 基準に該当する事業者の登録

市は、県と連携し、国が行う特定接種に係る事業者の登録事務の受付、基準に該当する事業者の登録事業者としての登録について適宜協力する。

ウ 接種体制の構築

(7) 特定接種

- a 市は、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。
- b 市は、国に協力し、市内の登録事業者に対して、接種体制を構築するよう要請する。

(4) 住民接種

- a 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対して速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- b 市は、円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- c 市は、速やかに予防接種を行うことができるよう、医師会、事業者及び学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国による技術的支援（接種体制の具体的なモデルの提示等）を受け、準備を進める。

エ 情報提供

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的情報を市民に対して提供し、理解促進を図る。

(6) 医療

(◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課)

市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

参考：県の医療（一部抜粋）

ア 地域医療体制の整備

- (ア) 県保健所及び保健所設置市は、地域別対策会議を開催し、密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備について検討する。
- (イ) 県及び保健所設置市は、専用外来を行う医療機関、感染症指定医療機関等について、設置の準備や入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進める。

【参考】

感染症指定医療機関の状況（平成26年4月1日現在）

第一種感染症指定医療機関：1か所

第二種感染症指定医療機関：10か所（うち、結核病床を有する医療機関：4か所）

イ 県内感染拡大期に備えた医療の確保

医療提供の調整・検討等

県及び保健所設置市は、以下の点に留意して、県内感染拡大期に備えた医療の確保に取り組む。

- (ア) 県及び保健所設置市は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- (イ) 県及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定地方公共機関である感染症指定医療機関等、公的医療機関等において優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。
- (ウ) 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む）等を試算する。
- (エ) 県及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- (オ) 県及び保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

ウ 手引き等の策定、研修等

- (ア) 県は、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。
- (イ) 県及び保健所設置市は、国と連携し、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

エ 医療資器材の整備

県及び保健所設置市は、医療資器材（個人防護具等）の備蓄・整備を進める。

オ 医療機関等への情報提供体制の整備

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。

カ 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給体制の確保

県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国が示す量を目安として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

【参考】

埼玉県における備蓄状況（平成26年3月末現在）

オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル） 134万人分

ザナミビル水和物（商品名：リレンザ） 29.92万人分

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

（◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、総務課、市民課、産業雇用課、商業観光課、生活福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、地域振興課、市民福祉健康課）

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、具体的手続きを検討する。

イ 火葬能力等の把握

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等

（ア）市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

（イ）市は、個人・家庭に対する食料等備蓄の呼びかけを行う。

エ 物資供給の確保等

市は、国及び県と連携し、発生時における医薬品や食料品等の緊急物資の流通や運送の確保等の体制整備を確認する。

2 海外発生期

予想される状況
・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的
1) 国内の状況等を注視しつつ、発生の遅延と早期発見に努める。 2) 国内の発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 海外での発生状況について、注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業所及び市民等に準備を促す。 4) 市民生活及び経済の安定のための準備、予防接種の準備等、国内・県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、地域振興課)

ア 体制強化等

- (ア) 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、速やかに「新型インフルエンザ等予防対策会議」を設置し、情報の集約・共有・分析を行う。
- (イ) 市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、内閣総理大臣が政府新型インフルエンザ等対策本部を設置し、かつ、県知事が県新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、市長の判断により、必要に応じて市長を本部長とする「加須市危機対策会議」を開催し、国の基本的対処方針及び県の初動対処方針等を確認し、市行動計画に基づく対策を行う。
- (ウ) 市は、県等と連携して、国の基本的対処方針等を医療機関、事業所及び市民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

市は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と国において判断された旨の情報を得た場合には、感染症法等に基づく対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、高齢者福祉課、保育幼稚園課、地域振興課、学校教育課)

ア 情報収集

市は、引き続き、国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、症状、症例定義、致命率、治療法等）を収集する。

イ サーベイランス

市は、国及び県が実施するサーベイランス・情報収集について、要請に応じ適宜協力する。

参考：県のサーベイランスの強化等（一部抜粋）

(ア) 県及び保健所設置市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。

(イ) 県及び保健所設置市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(ウ) 県及び保健所設置市は、引き続き国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。

(3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、市民相談室、高齢者福祉課、保育幼稚園課、地域振興課、学校教育課)

ア 市民への情報提供

(ア) 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策及び国内・県内発生時に必要となる対策等をテレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(イ) 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 関係機関との情報共有

市は、国、県及び関係機関等と、インターネット等の活用により対策の理由やプロセス等について、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

(ア) 市は、国から配布される相談対応に関するQ&A等を参考にしながら、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供に努める。

- (イ) 市は、市民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映する。

(4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、政策調整課、総務課、職員課、地域福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課、図書館課、地域振興課、市民福祉健康課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 市内でのまん延防止対策の準備

市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、国及び県と相互に連携し、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

イ 感染症危険情報の発出等

市は、県と連携し、市民に対し、国から発出される感染症危険情報等を基に、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起等（渡航の延期、滞在国等で感染が疑われる場合の対応等）を行う。

参考：県の水際対策（一部抜粋）

- (ア) 県は、国が行う水際対策について、情報提供する。
- (イ) 県は、国・検疫所と連携を強化し、質問票等により得られた情報の提供を受ける等により、検疫の強化の際に必要な防疫措置、発生国、感染地域からの入国者に対する健康監視等を行う。

(5) 予防接種

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課)

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、引き続き、国や県等と連携し、ワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制

(7) 特定接種

市は、国が特定接種を実施することを決定した場合は、国が基本的対処方針において定める特定接種の具体的運用等に基づき、職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- a 市は、国及び県と連携し、特措法第46条の規定に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- b 市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画等に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(ウ) 情報提供

市は、国及び県と連携し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(6) 医療

(◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課、市民相談室)

市は、県等と連携して情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

参考：県の医療（一部抜粋）

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

県及び保健所設置市は、医療機関に対して、国が定めた症例定義を周知し、新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合には、直ちに保健所へ届出を行うとともに、検体を採取するよう要請する。

イ 医療体制の整備

- (ア) 県は保健所設置市と連携して、感染症指定医療機関等に対して、外来・入院医療体制の確保について要請するとともに、必要な場合には、各医療機関において受入れ可能な外来・入院患者数等を把握する。
- (イ) 県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来を設置するよう要請する。
- (ウ) 県及び保健所設置市は、専用外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、加須医師会などの協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療体制を整備する。
- (エ) 県及び保健所設置市は、専用外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- (オ) 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体については、衛生研究所で亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。

ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

県及び保健所設置市は帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。

エ 陰圧テントの貸出

県は、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出する。

オ 医療機関等への情報提供

県及び保健所設置市は、から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

カ 抗インフルエンザウイルス薬等の整備・使用

県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

(◎ 健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、市民相談室、市民課、産業雇用課、商業観光課、高年齢者福祉課、障がい者福祉課、地域振興課、市民福祉健康課)

ア 事業者の対応

市は、国及び県が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策を実施するための準備の要請等について、適宜協力する。

イ 遺体の火葬・安置

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の高齢者世帯及び障がい者世帯への生活支援等

市は、未発生期に定めた手続き等に基づき、高齢者世帯及び障がい者世帯への生活支援等を準備する。

3 国内発生期

予想される状況
○埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態
目的
1) 発生の遅延と県内発生早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 2) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。 3) 市民生活及び経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。 4) 県内未発生であっても、政府対策本部が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を県が受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。

(1) 実施体制

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、地域振興課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 実施体制の強化等

- (ア) 市は、必要に応じ、加須市危機対策会議又は災害対策本部会議を開催し、国の基本的対処方針及び県の対処方針等を確認し、県内発生早期又は県内感染拡大期に備えた対策を検討し、全庁一体となって対応に当たる。
- (イ) 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえて、基本的対処方針を変更した場合は、その内容を確認し、県等と連携して、医療機関、市民等に広く周知する。

イ 緊急事態宣言の措置

国は国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であると判断した場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、原則として、発生区域の存在する都道府県及び隣接県としてお

り、埼玉県がその指定を受けた場合は、通常に対応に加え、更に積極的な感染対策等を講ずるものとする。なお、全国的な人の交流起点となっている区域で発生している場合は、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域が指定される場合もあり得ることに留意する。

これを受けて、市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市災害対策本部を特措法に基づかない設置から特措法第34条第1項の規定に基づく市災害対策本部へ移行する。

(2) サーベイランス・情報収集

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、保育幼稚園課、地域振興課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 情報収集

市は、引き続き、国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、症状、症例定義、致命率、治療法等）を収集する。

イ サーベイランス

市は、国及び県が実施するサーベイランス、情報収集について、要請に応じ適宜協力する。

参考：県のサーベイランス（一部抜粋）

県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携をし必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、市民相談室、保育幼稚園課、地域振興課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 情報提供

(ア) 市は、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(イ) 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校保育施設等や職場での感染対策について情報を適切に提供する。

(ウ) 市は、市民から健康相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

- (エ) 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

市は、国、県及び関係機関等と、インターネット等の活用により、対策の理由やプロセス等について、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- (ア) 市は、国や県からの要請を受け、市民からの相談の増加に備え、相談窓口等の体制の充実・強化を図る。
- (イ) 市は、国から配布される相談対応に関するQ & Aが改定された場合は、速やかに相談等に活用し、情報提供に反映する。

(4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、政策調整課、総務課、職員課、地域福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課、図書館課、地域振興課、市民福祉健康課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 県内でのまん延防止対策

- (ア) 市は、県と連携し、引き続き、市民等に対し、国から発出される感染症危険情報等を基に、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起等を行う。
- (イ) 市は、県内未発生期であっても、地域全体で積極的な感染対策を講じることで、流行のピークを遅らせることが重要であることから、県等と連携して、市民や事業者等に対して、次の要請を行う。
- a 市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い、人混みを避けること、又は時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - b 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、県内で発生した場合の学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や保育所（園）・幼稚園での登園自粛等を検討し、又は学校等の設置者に検討を要請する。
 - d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
 - e 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

参考：県の水際対策

県は、国が発する渡航者・入国者への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、県等が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置等も踏まえ、必要に応じ、次の対策を行う。

(7) 外出自粛の要請等

市は、県が、特措法第45条第1項の規定に基づき、県民に対して、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策を徹底するよう要請した場合は、市民等に周知する。

(イ) 施設の使用期限の要請等

- a 市は、県が特措法第45条第2項又は第3項の規定に基づき、学校、保育施設等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めて、施設の使用期限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等をした場合は、市民や施設所有者等に周知するとともに、市有施設等について、必要な措置を講じる。
- b 市は、県が特措法第24条第9項又は、第45条第1項若しくは、第45条第3項の規定に基づき、学校、保育施設以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請等をした場合は、市民や施設所有者等に周知するとともに、市有施設等について、必要な措置を講じる。

(5) 予防接種

（◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課）

ア ワクチンの供給等

市は、県や国等と連携し、ワクチンの供給準備等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制

(7) 特定接種

市は、海外発生期に引き続き、特定接種を進める。

(イ) 住民接種

- a 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報等を踏まえ、市民等へ接種に関する情報提供を行う。
- b 市は、パンデミックワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て接種を開始する。

- ｃ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校等の公的な施設を活用し、又は医療機関へ委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(ウ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、緊急事態宣言がされている場合には、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

(◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課、シティプロモーション課、市民相談室)

市は、県等と連携して情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

参考：県の医療（一部抜粋）

ア 医療体制の整備

県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る専用外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を海外発生期に引き続き継続する。

イ 陰圧テントの貸出

県は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出する。

ウ 患者への対応等

(ア) 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、必要と判断した場合に、埼玉県衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

(イ) 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露（ばくろ）した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

エ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

オ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

県は、県内発生早期・県内感染拡大期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

(◎ 健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、市民相談室、市民課、産業雇用課、商業観光課、生活福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、水道課、地域振興課、市民福祉健康課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 事業者の対応

- (ア) 市は、国及び県が行う県内の事業者に対する発生状況等の情報収集、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策の開始に関する要請等について適宜協力する。
- (イ) 市は、国が行う、登録事業者に対する事業継続に向けた準備等の要請について、適宜協力する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- (ア) 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行動をとるよう呼びかける。
- (イ) 市は、県等が行う事業者等に対する食料品、生活必需品等の価格の高騰、買い占めや売り惜しみの防止・回避等に係る要請等について、適宜協力する。

ウ 遺体の火葬・安置

市は、県等からの要請を踏まえ、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

エ 新型インフルエンザ等発生時の高齢者世帯、障がい者世帯等への生活支援等

市は、関係団体の協力を得ながら、高齢者世帯、障がい者世帯等への生活支援等を行う。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

(7) 事業者の対応等

市は、国から示される事業者の事業継続のための法令の弾力的運用の周知について、適宜県に協力する。

(イ) 水の安定供給

市は、浄水・配水設備等の保守点検、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、県等と連携して、市内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始するとともに、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県等と連携して、市民生活・経済の安定のために、物資の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買い占め又は売り惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 県内発生早期

予想される状況
○埼玉県内で新型インフルエンザ等が発生し、接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的
1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。国の緊急事態宣言に基づき、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、地域振興課)

ア 実施体制

- (ア) 市は、県内での発生が確認された場合は、速やかに「加須市災害対策本部会議」を開催し、県内発生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大に備えた対応を検討する。
- (イ) 市内での患者発生が国内初発の場合は、国が決定した対策の基本的対処方針等を踏まえ、「加須市災害対策本部会議」を開催し、県内発生早期以降における対策等を協議する。
- (ウ) 市は、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、国が発生初期の段階において、県に対する支援のために必要があると認めるときに設置する政府新型インフルエンザ等現地対策本部との連携を図る取組等に適宜協力する。

イ 緊急事態宣言の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針等に基づき、必要に応じ国内発生期に準じた対応をとる。

(2) サーベイランス・情報収集

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、保育幼稚園課、地域振興課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 情報収集

国内発生期の記載を参照

イ サーベイランス

市は、国及び県が実施するサーベイランス、情報収集について、要請に応じ適宜協力する。

参考：県のサーベイランス（一部抜粋）

県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携をし必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、市民相談室、保育幼稚園課、地域振興課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 情報提供

国内発生期の記載を参照

イ 情報共有

国内発生期の記載を参照

ウ コールセンター等の継続

(ア) 市は、国や県からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口等の相談体制を継続する。

(イ) 市は、国から配布される相談対応に関するQ & Aが改定された場合は、速やかに相談等に活用し、情報提供に反映する。

(4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、政策調整課、総務課、職員課、地域福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、生涯学習課、スポーツ振興課、学校教育課、図書館課、地域振興課、市民福祉健康課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 県内でのまん延防止対策

- (ア) 市は、県等と連携し、市民や事業者等に対して、直接又は団体等を経由して、次の要請を行う。
- a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - b 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）や保育所（園）・幼稚園での登園自粛等を適切に行い、又は行うよう学校等の設置者に要請する。
 - d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- (イ) 市は、県等と連携し、関係機関等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

参考：県の水際対策

県は、国が発する渡航者・入国者への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、県等が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置等も踏まえ、必要に応じ、次の対策を行う。

(7) 外出自粛の要請等

国内発生期の記載を参照

(4) 施設の使用期限の要請等

国内発生期の記載を参照

(5) 予防接種

（◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課）

ア 特定接種、住民接種

国内発生期の記載を参照

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

(6) 医療

(◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課)

市は、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

参考：県の医療（一部抜粋）

ア 医療体制の整備

- (ア) 県及び保健所設置市は、引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制及び専用外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- (イ) 県及び保健所設置市は、県内感染拡大期に至らない段階であっても、以下の場合等、専用外来の意義が低下した場合には、県及び保健所設置市※（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市をいう。）の判断により、専用外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く。）で診療する体制に切り替えるとともに、感染症に基づく入院措置を中止する。
- a 専用外来以外の一般外来から新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、専用外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合
 - b 専用外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合
 - c 隣接する都県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、専用外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合
 - d 国から要請があった場合
- (ウ) 病原性が低いと判明する等により、専用外来の実施の必要性がなくなった場合には、国の判断を受け、新型インフルエンザ等専用外来及び帰国者・接触者相談センターを中止する。

※ 埼玉県内では、さいたま市及び川越市

イ 陰圧テントの貸出

県は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出する。

ウ 患者への対応等

- (ア) 県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

また、前述のア(イ)のように患者数が増加した段階では、入院治療は重症者等に限定する。

(イ) 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、必要と判断した場合に、埼玉県衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものとし、(6)ア(イ)、(ウ)のように患者数が増加した場合及び病原性が低いと判明した場合は重症者等に限定する。

(ウ) 県は、国及び保健所設置市と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露（ばくろ）した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

エ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

オ 在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

（◎ 健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、市民相談室、総務課、資源リサイクル課、市民課、産業雇用課、商業観光課、生活福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、水道課、地域振興課、市民福祉健康課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署）

ア 事業者の対応

国内発生期の記載を参照

イ 市民・事業者への呼びかけ

国内発生期の記載を参照

ウ 遺体の火葬・安置

国内発生期の記載を参照

エ 新型インフルエンザ等発生時の高齢者世帯、障がい者世帯等への生活支援等

国内発生期の記載を参照

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

(7) 事業者の対応等

国内発生期の記載を参照

(イ) 水の安定供給

国内発生期の記載を参照

(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

国内発生期の記載を参照

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

国内発生期の記載を参照

5 県内感染拡大期

予想される状況
○埼玉県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） ○国内では、国内感染期にある。 ○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） ○国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的
1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 県内及び市内の発生状況等から、市の実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、地域振興課)

ア 実施体制等

市は、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期に入った旨公示し、県が、県内感染期に入ったことを宣言したときは、「加須市災害対策本部会議」を開催し、県内感染期における対策等を検討、実行する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

(7) 対策本部の移行

国内発生期の記載を参照

(4) 県等の緊急事態措置の代行

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置に係る事務等を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づき、県に対して措置の全部又は一部の代行を要請する。

(5) 他の市町村等による依頼

市は、緊急事態措置の実施にあたり必要があると認める場合は、特措法の規定に基づき、他の市町村に対する応援等の要請を検討する。

(2) サーベイランス・情報収集

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、保育幼稚園課、地域振興課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 情報収集

国内発生期の記載を参照

イ サーベイランス

市は、国及び県が実施するサーベイランス、情報収集について、要請に応じ適宜協力する。

参考：県のサーベイランス（一部抜粋）

県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。ただし、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、市民相談室、保育幼稚園課、地域振興課、高齢者福祉課、学校教育課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 情報提供

国内発生期の記載を参照

イ 情報共有

国内発生期の記載を参照

ウ コールセンター等の継続

- (ア) 市は、国や県からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口等の相談体制を継続する。
- (イ) 市は、国から配布される相談対応に関するQ & Aが改定された場合は、速やかに相談等に活用し、情報収集に反映する。

エ 緊急事態が宣言されている場合の措置

市は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ国内発生期において緊急事態宣言がされている場合と同様の措置を講じる。

(4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、政策調整課、総務課、職員課、商業観光課、地域福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、生涯学習課、スポーツ振興課、学校教育課、図書館課、地域振興課、市民福祉健康課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 県内でのまん延防止対策

- (ア) 市は、県等と連携し、市民や事業者等に対して、直接又は団体等を経由して、次の要請を行う。
 - a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - b 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や保育所（園）・幼稚園での登園自粛等を適切に行い、又は行うよう学校等の設置者等に要請する。
 - d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- (イ) 市は、県等と連携し、関係機関等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

イ 水際対策

国内発生期の記載を参照

参考：県の水際対策

県は、引き続き、国が発する渡航者・入国者への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、県等が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置等も踏まえ、必要に応じ、次の対策を行う。

(7) 外出自粛の要請等

国内発生期の記載を参照

(4) 施設の使用期限の要請等

国内発生期の記載を参照

(5) 予防接種

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、職員課)

ア 特定接種、住民接種

国内発生期の記載を参照

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

(6) 医療

(◎医療体制推進課、健康づくり推進課、国保年金課)

市は、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

参考：県の医療（一部抜粋）

ア 医療体制の整備

県及び保健所設置市は、専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

イ 患者への対応等

(ア) 県及び保健所設置市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

(イ) 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、県内感染拡大期に至った段階で、医療機関からの検体採取について、以下に示した状況等において県等が必要と判断した場合に実施する。

また、検査のキャパシティから全ての検査が困難である場合には、公衆衛生検査上の観点から実施の優先順位を判断する。

- a 確定診断が治療方針に大きく影響する重症患者
- b 集団発生に対する病原体の確定等

(ウ) 国は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することができることとする。

県及び保健所設置市は、このことについて国が示す対応方針を周知する。

(エ) 県及び保健所設置市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

ウ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

エ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬について、保健所や感染症指定医療機関等に対する予防投与用としての活用を中止する。

オ 在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

(ア) 医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(イ) 国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるとき臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととする。その際は、事前に県と協議を行うことを基本とする。

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、市民相談室、総務課、資源リサイクル課、市民課、産業雇用課、商業観光課、生活福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、水道課、地域振興課、市民福祉健康課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

ア 事業者の対応

国内発生期の記載を参照

イ 市民・事業者への呼び掛け

国内発生期の記載を参照

ウ 遺体の火葬・安置

- (ア) 市は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- (イ) 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国や県等と連携して、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (ウ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、国は緊急の必要があると認めるときは、国が定める埋葬及び火葬の手続等の特例に基づき対応する。
- (エ) 市は、県からの要請に応じ、遺体の埋葬及び火葬についての墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等の実施について、適宜協力する。

エ 新型インフルエンザ等発生時の高齢者世帯、障がい者世帯等への生活支援等

市は、県等の要請に応じ、関係団体の協力を得ながら、在宅の高齢者、障がい者等の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ次の対策を行う。

(7) 業務の継続等

- a 市は、国から示される事業者の事業継続のための法令の弾力的運用の周知について、適宜、県に協力する。
- b 市は、事業者等における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等の確認及び必要な対策の検討について、適宜、県に協力する。

(イ) 水の安定供給

国内発生期の記載を参照

(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、県等と連携して、市内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(イ) 生活関連物資等の価格の安定等

- a 市は、県等と連携して、市民生活・経済の安定のために、物資の安定及び生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- b 生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（才）緊急災害対策派遣隊（TEC—FORCE）及び災害対策機械の派遣要請

市は、国・県等と連携して、感染した動物等に対処するため、国土交通省地方整備局利根川河川上流事務所に対し、緊急災害対策派遣隊（TEC—FORCE）及び災害対策機械の派遣を要請する。

6 小康期

予想される状況
○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○大流行は一旦終息している状況
目的
1) 市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、地域振興課)

ア 基本的対策方針の変更

市は、国が小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示し、県が、小康期に入ったことを宣言したときは、「加須市災害対策本部会議」を開催し、県の第二波の流行に備えた対策等を踏まえ、小康期における対策等を検討、実行する。

イ 緊急事態解除宣言

市は、緊急事態宣言がされていた場合であって、国が緊急事態措置の必要がなくなったと判断し、緊急事態措置解除宣言を行った場合は、緊急事態宣言に基づく措置を中止する。

なお、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められる場合は、国は緊急事態解除宣言を行う。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認める場合」とは、具体的には次の場合をいう。

- (ア) 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- (イ) 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- (ウ) 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したときよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みだった場合などで

あり、国内外の流行状況、国民生活・経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定するものとされている。

ウ 実施体制の縮小等

市は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、若しくは感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨を公表されたとき、又は感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める法令が廃止されたときに、国が政府対策本部を廃止し、かつ県が対策本部を廃止した場合は、市災害対策本部を廃止し、平時における体制（新型インフルエンザ等予防対策会議）に移行する。

エ 対策の評価・見直し

市は、有識者等の協力を得て、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画・県行動計画等の見直しを踏まえ、必要に応じて市行動計画等の見直しを行う。

(2) サーベイランス・情報収集

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、地域振興課)

ア 情報収集

市は、引き続き、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、対策等）を収集する。

イ サーベイランスへ協力

市は、国及び県が実施するサーベイランス、情報収集について、要請に応じ適宜協力する。

(3) 情報提供・共有

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、市民相談室、地域振興課)

ア 情報提供

(ア) 市は、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(イ) 市は、市民から健康相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

イ 情報共有

市は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方

向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達、現場での状況を把握する。

ウ コールセンター等の体制の縮小

市は、国及び県等からの要請を踏まえ、相談窓口等の体制を、適宜、縮小する。

(4) 予防・まん延防止

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課、危機管理防災課、シティプロモーション課、総務課、地域福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課、図書館課、地域振興課、市民福祉健康課、埼玉東部消防組合 - 加須消防署)

市は、流行の第二波に備え、市民等に対し、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報を提供し、注意喚起等を行う。

(5) 予防接種

(◎健康づくり推進課、医療体制推進課)

ア 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

(6) 医療

(◎医療体制推進課、健康づくり推進、国保年金課)

市は、県等からの要請に応じ、医療に関しての取組等に適宜協力する。

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

(◎健康づくり推進課、危機管理防災課、市民相談室、市民課、産業雇用課、商業観光課、生活福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、地域振興課、市民福祉健康課)

ア 市民・事業者への呼びかけ

(ア) 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行動をとるよう呼びかける。

(イ) 市は、県等が行う、事業者等に対する、食料品、生活必需品等の価格の高騰、買い占めや売り惜しみの防止・回避等に係る要請等について、適宜協力する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(7) 業務の再開

a 市は、県等と連携し、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のため縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

- b 市は、県が行う、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対する被害状況等の確認の要請及び、流行の第二波に備え、事業を継続していくための必要な支援について、適宜協力する。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国内・県内の状況等を踏まえ、国内発生期で講じた措置を継続するが、国及び県等と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【 参考資料 】

1 用語説明

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥をいう。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。

- ＊ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- ＊ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- ＊ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- ＊ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センターをいう。市民からの一般的な問い合わせに対応する「相談窓口」とは異なる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症

状を軽減する薬剤をいう。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露（ばくろ）のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ SARS（重症急性呼吸器症候群）

SARS コロナウイルスを病原体とする新しい感染症をいう。潜伏期間2日～7日であり、症状は、38℃以上の高熱、せき、息切れ、呼吸困難など呼吸器症状が現われる。2002年（平成12年）11月16日中国広東省仙山市で最初に患者が発生し最終的に感染者数8098名、死亡者数774名が報告された。

○ 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第7項第2号）

○ サーベイランス

見張り、監視制度を意味する。感染症におけるサーベイランスとは、疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

人口10 万人当たりの流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数をいう。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置をいう。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそ

れがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第7項第1号）

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成23 年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009 」としている。

○ 新型インフルエンザ情報共有ウェブサイト

医療機関等の関係機関で患者の発生状況、入院受入状況、国の対応等について情報を共有するための専用サイトをいう。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況、動向及びその原因を明らかにすることをいう。感染症法第15条の規定に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合をいう。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露（ばくろ）するリスクを有するため、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行をいう。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンをいう。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などの総称である。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンをいう。現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造している。

○ モニタリング

観察し、記録することをいう。

○ り患

病気にかかることをいう。

○ 臨時外来

接触歴が疫学調査で追うことができなくなってから全医療機関で診療を行う体制が整うまでの間に診療を行う外来をいう。

2 感染症法における感染症の分類（特措法第2条第1号の疾患を除く）

分類	定義	感染症名
一類感染症	感染力や罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 ^{とう} 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	感染力や罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	^{きゅうせいはいはくずいえん} 急性灰白髄炎（ ^お ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）
三類感染症	感染力や罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性は高くないものの、特定の職業に就業することにより感染症の集団発生を起しうる感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物などの物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症	E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、A型肝炎、エキノкокクス症、 ^{おうねつ} 黄熱、オウム病、オムスク出血熱、 ^{かいき} 回歸熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル ^{とう} 痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少性症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、 ^{たんそ} 炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）を除く）、ニパウイルス感染症、日本 ^{こうはん} 紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、 ^{びそ} 鼻疽、ブルセラ病、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、 ^{ほつ} 発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、 ^{やと} 野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、 ^{るいびそ} 類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー ^{さんこうはんねつ} 山紅斑熱

五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	【全数把握疾患】 アメーバー赤痢^{せきり}、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症^{はしゅせい}、破傷風^{はしょうふう}、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症 【定点把握疾患】 R Sウイルス感染症、咽頭結膜熱^{いんとう}、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑^{こうはん}、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ^{せんけい}、淋菌感染症^{りんきん}、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く）、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症^{りょくのう}
指定感染症	一～三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されない既知の感染症の中で、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症（政令で指定、1年限定だが延長も可能）	【平成 28 年 2 月 19 日現在】 該当疾患はなし

加須市地域防災計画

資料編

【大規模事故等対策編】

【新型インフルエンザ等対策編】



加 須 市



目 次

資料 【条例等】

資料第 1	加須市防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 1
資料第 2	加須市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 3
資料第 3	加須市災害弔慰金の支給等に関する条例・・・・・・・・・・	資料 5
資料第 4	加須市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則・・・・・・・・	資料 9
資料第 5	加須市危機対策会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 13
資料第 6	加須市災害見舞金等支給要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 15
資料第 7	加須市り災者応急住宅費補助金交付要綱・・・・・・・・・・	資料 17

資料 【一覧】

資料第 8 - 3	防災活動拠点一覧【大規模事故等対策編】・・・・・・・・・・	資料 19
資料第 9	災害用備蓄品一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 20
資料第 10	避難所の鍵の管理及び食料等の保管場所一覧・・・・・・・・・・	資料 21
資料第 11	災害時相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 22
資料第 12	震災用緊急輸送道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 23
資料第 13	震災用加須市緊急輸送道路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 25
資料第 14	風水害用緊急輸送道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 23
資料第 15	風水害用加須市緊急輸送道路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 25
資料第 16	自主防災組織の設立状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 26
資料第 17	消防計画策定済みの主な事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 27

様式 【一覧】

様式第 1 号	避難者名簿	資料 35-1
様式第 1－2 号	避難者受付簿	資料 35-2
様式第 2 号	避難者カード	資料 36
様式第 3 号	避難所日誌	資料 37
様式第 4 号	避難所物品受払簿	資料 38
様式第 5 号	り災証明申請書	資料 39
様式第 6 号	り災証明書	資料 40
様式第 7 号	被災証明申請書	資料 41
様式第 8 号	被災証明書	資料 42
様式第 9 号	被災者台帳情報提供申請書（本人）	資料 43
様式第 10 号	安否情報照会書	資料 46
様式第 11 号	安否情報回答書	資料 47
様式第 12 号	発生速報	資料 48
様式第 13 号	経過速報	資料 49
様式第 14 号	被害状況調	資料 50
様式第 15 号	公共施設被害状況報告	資料 52